

年 次 報 告 書

(平成 23 年)

【暫定版】

JAFIC: Japan Financial Intelligence Center
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官

はじめに

暴力団等の犯罪組織が様々な犯罪により得た収益は、新たな犯罪への「運転資金」や武器調達等の費用に充てられるなど、犯罪組織を維持・拡大するためのものであることから、犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むには、犯罪収益を可能な限り特定した上でこれを剥奪し、被害回復に充てる等の措置を取ることが極めて重要です。これに対し、犯罪者は、犯罪収益を次々と移動させるなど、その出所や真の所有者を分からないようにする、いわゆるマネー・ローンダリングを敢行し、捜査機関による犯罪収益の発見や検挙から逃れようとしています。

このため、金融機関等の特定事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客の本人確認やその記録保存等を行い、犯罪収益の追跡可能性を確保するとともに、マネー・ローンダリングの疑いのある取引等を行政庁に届け出ることにより、犯罪収益の移転防止・早期発見・剥奪を図っているところであります。

犯罪収益移転防止法が全面施行されて約4年が経過し、この間、疑わしい取引の届出件数は増加を続け、これを端緒とした事件検挙数も増加の一途をたどるなど、法の運用は着実に定着しつつあります。

一方、マネー・ローンダリングの手口は一層複雑・巧妙化しており、犯罪収益移転防止法により特定事業者とされていない事業者の悪用例や特定事業者において疑わしい取引を認識できずにマネー・ローンダリングを許してしまう例もあり、また、国際的なマネー・ローンダリング対策を主導しているFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）からは、我が国における顧客管理に関する制度が不十分であるとの指摘がなされたことなど、国内外の情勢等を踏まえ、平成23年4月、第177回国会において、犯罪収益移転防止法の一部改正法案が提出され、公布されたところであります。

一部改正法の概要については、第2章に記載したとおりですが、今後とも、マネー・ローンダリングを巡る犯罪情勢や国際的な要請等を的確に把握しつつ、犯罪収益対策を強力に推進していくことが重要であり、そのためには、特定事業者、関係機関はもとより、広く国民の理解と協力を得ることが必要不可欠です。

この年次報告書が、国民の皆様のご理解を一層深める一助となれば幸いであります。

(注) 犯罪収益移転防止法の施行に係る事務的作業は、厳密に言えば職名である犯罪収益移転防止管理官及び同官付の職員が処理しているところであるが、本書では、特段の断りがない限り、便宜上、同官付の職員を含めた組織を「犯罪収益移転防止管理官」と記載することとする。

なお、この組織は、国際的には、JAFIC（Japan Financial Intelligence Center）との通称で呼ばれている。

目 次

第1章 マネー・ローンダリング対策の沿革	• • • 1
第1節 国際社会におけるマネー・ローンダリング対策	• • • 1
1 国際的な麻薬対策としてのマネー・ローンダリング対策	• • • 1
2 国際組織犯罪対策・テロ対策としてのマネー・ローンダリング対策	• • • 1
3 マネー・ローンダリングの巧妙化への対応	• • • 2
第2節 我が国のマネー・ローンダリング対策	• • • 2
1 麻薬特例法の施行	• • • 2
2 組織的犯罪処罰法の施行	• • • 2
3 テロ資金供与処罰法・金融機関等本人確認法の施行と組織的犯罪処罰法の改正	• • • 3
4 犯罪収益移転防止法の施行	• • • 3
第2章 マネー・ローンダリング対策に関する法制度	• • • 5
第1節 麻薬特例法及び組織的犯罪処罰法の概要	• • • 6
1 麻薬特例法	• • • 6
(1) マネー・ローンダリングの処罰	• • • 6
(2) 没収・追徴及び保全措置	• • • 6
2 組織的犯罪処罰法	• • • 6
(1) マネー・ローンダリングの処罰	• • • 7
(2) 没収・追徴及び保全措置	• • • 7
第2節 犯罪収益移転防止法の概要	• • • 7
1 法律の目的	• • • 7
2 犯罪による収益	• • • 7
3 特定事業者	• • • 7
4 国家公安委員会の責務と FIU	• • • 8
5 特定事業者による措置	• • • 9
6 疑わしい取引に関する情報の提供	• • • 12
7 監督上の措置	• • • 12
8 預貯金通帳、為替取引カード等の譲受け等に関する罰則	• • • 12
第3節 最近の法令改正	• • • 14
1 犯罪収益移転防止法の改正	• • • 14
(1) 改正の背景	• • • 14
(2) 改正の概要	• • • 14
2 東北地方太平洋沖地震に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の改正	• • • 16
3 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の施行等に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の改正	• • • 16
第3章 犯罪収益移転防止管理官の設置と警察の活動	• • • 17
第1節 犯罪収益移転防止管理官設置の背景	• • • 17
第2節 任務及び組織	• • • 17
第3節 犯罪収益移転防止管理官と関係機関	• • • 18
第4節 警察の犯罪収益対策	• • • 19
第5節 平成23年中における国民・事業者・関係機関と連携した取組	• • • 21
第1項 特定事業者を対象とする研修会における説明及び情報提供等	• • • 21
1 郵便物受取サービス業者対象の説明会における説明	• • • 21
2 資金移動業者対象の研修会における説明	• • • 21
3 金融機関対象の研修会における説明	• • • 21

4 ウェブサイトによる広報	21
第2項 國際連合安全保障理事会決議等を受けて特定事業者に対して行う要請	22
1 國際連合安全保障理事会決議に基づく措置	22
2 FATF 声明に基づく措置	23
第6節 平成23年中における報告徵収・意見陳述等の実施状況	23
第7節 特定事業者における自主的な取組	23
1 銀行業界の取組	23
2 証券業界の取組	24
3 不動産業界の取組	24
4 弁護士業界の取組	24
第4章 疑わしい取引の届出	26
第1節 疑わしい取引の届出制度の概要	26
1 趣旨	26
2 届出が必要な場合	26
3 疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）の公表	26
4 犯罪利用口座の特徴点分析	26
5 疑わしい取引の届出の流れ	27
6 セキュリティ対策	27
第2節 平成23年中における疑わしい取引の届出状況	28
1 届出件数の推移	28
2 業態別の届出件数	29
3 届出方法別の届出件数	30
第3節 平成23年中における届出情報の活用状況	30
第1項 捜査機関等への提供状況	30
第2項 活用状況	31
第5章 國際的な連携の推進	35
第1節 國際機関の活動	35
第1項 FATF	35
1 FATF とは	35
2 FATF の活動内容	35
(1) FATF の主な活動内容について	35
(2) FATF 助言について	36
(3) 相互審査について	36
3 JAFIC の FATF への参画状況等	37
第2項 APG	37
1 APG とは	37
2 APG の活動内容	37
3 JAFIC の APG への参画状況等	37
第3項 エグモント・グループ	38
1 エグモント・グループとは	38
2 エグモント・グループの主要会合	38
3 JAFIC のエグモント・グループへの参画状況等	38
第2節 平成23年中における国際連携の推進状況	39
第1項 國際機関の活動への参画状況	39
第2項 外国 FIU との情報交換	39
1 情報交換枠組みの設定状況等	39
2 外国 FIU との情報交換の状況等	40
3 外国 FIU との協議等の状況	41

第3項 FATF 対日相互審査	
1 第3次 FATF 対日相互審査の実施	• • • 42
2 相互審査結果の概要	• • • 42
3 相互審査結果のフォローアップ	• • • 42
(1) フォローアップの手続	• • • 42
(2) 改善状況の報告	• • • 42
第6章 平成23年中におけるマネー・ローンダリング関連事犯の動向	• • • 45
第1節 犯罪収益移転防止法違反（預貯金通帳等の不正譲渡等）の検挙状況	• • • 45
第2節 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況等	• • • 45
第1項 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況等	• • • 45
1 検挙状況	• • • 45
2 検挙事例からみるマネー・ローンダリングの手口	• • • 46
3 暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯	• • • 48
4 来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯	• • • 50
第2項 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況	• • • 50
第3節 起訴前の犯罪収益等の没収保全	• • • 51
第1項 組織的犯罪処罰法に係る起訴前の犯罪収益等の没収保全状況	• • • 51
第2項 麻薬特例法に係る起訴前の犯罪収益等の没収保全状況	• • • 54
第4節 没収・追徴規定の適用	• • • 55
第1項 組織的犯罪処罰法に係る没収・追徴規定の適用状況	• • • 55
第2項 麻薬特例法に係る没収・追徴規定の適用状況	• • • 55

添付資料

- ① 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ② 付帯決議
- ③ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令
- ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
- ⑤ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（抄）
- ⑥ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（抄）
- ⑦ 犯罪収益対策推進要綱
- ⑧ 疑わしい取引の参考事例

注）統計、図表その他の計数資料は、特に断りのない限り、警察庁の調査等に基づくものである。

第1章 マネー・ローンダリング対策の沿革

犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとするマネー・ローンダリング行為は、極めて潜在性が高く、その解明には相当の困難を伴う。

国際社会は、これまでマネー・ローンダリングを防止し摘発するための制度を工夫し発展させ、連携してこれに対抗してきた。我が国も、国際社会と歩調を合わせてマネー・ローンダリング対策の強化を図ってきており、本報告書における警察を中心とした様々な活動も、こうした国際社会との協調における発展の成果と位置付けることができる。

第1節 國際社会におけるマネー・ローンダリング対策

1 國際的な麻薬対策としてのマネー・ローンダリング対策

1980年代までの国際社会では麻薬汚染の国際的な広がりが危機感をもって受け止められていたが、その要因の一つとして、生産と消費の連環を成す国際的な薬物密売組織の存在があった。こうした国際的な不正取引を統制する組織に対しては、資金基盤への打撃、すなわち密造・密売収益の没収やマネー・ローンダリングの取締りを行うことで、所期の目的を果たさせないことが重要であると考えられた。このため、1988年（昭和63年）12月に採択された麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（以下「麻薬新条約」という。）は、薬物犯罪による収益の隠匿等の行為を犯罪化することや、これを剥奪するための制度を構築することを締約国に義務付けることで、国際社会の一一致した取組を鮮明にするものとなった。

さらに1989年（平成元年）7月のアルシュ・サミットでは、先進主要国を中心とするFATFの設立が決められ、マネー・ローンダリング対策における国際協力の必要性が合意された。FATFは、1990年（2年）4月、各国における対策を調和させる必要から、法執行、刑事司法及び金融規制の分野において各國がとるべきマネー・ローンダリング対策の基準として「40の勧告」を提言した。「40の勧告」は、麻薬新条約の早期批准やマネー・ローンダリングを取り締まる国内法制の整備、金融機関による顧客の本人確認及び疑わしい取引報告等の措置を求めるものであった。

2 國際組織犯罪対策・テロ対策としてのマネー・ローンダリング対策

1990年代には、組織犯罪の国際的な広がりが国の安全を脅かす存在として認識され、国連を中心として条約の検討が行われる一方で、1995年（平成7年）6月、ハリファクス・サミットでは、国際的な組織犯罪対策の成否を握るものとして、薬物取引だけでなく重大犯罪から得られた収益の隠匿を効果的に防止するための対策が必要であるとされた。FATFは、1996年（8年）6月、こうした動きに呼応して「40の勧告」を一部改訂し、前提犯罪（不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリング行為の対象となるもの）を従来の薬物犯罪から重大犯罪に拡大すべきだとした。

また、疑わしい取引に関する情報を犯罪捜査に有効活用できるようにするための方策として、1998年（10年）5月、バーミンガム・サミットでは、マネー・ローンダリング情報を専門に収集・分析・提供する資金情報機関（FIU: Financial Intelligence Unit）

を設置することが、参加国間で合意された。

その後、FATFは、2001年（13年）9月の米国同時多発テロ事件の発生を受けて、臨時会合を開催し、マネー・ローンダリング対策の対象分野にテロ資金対策を含める必要があるとして、各国が採用すべき政策項目としてテロ資金供与の犯罪化やテロリストに関する資産の凍結措置等を含む「8の特別勧告」を策定した。2004年（16年）に国境を越える資金の物理的移転を防止するための措置に関する項目が追加され、「9の特別勧告」となった。

3 マネー・ローンダリングの巧妙化への対応

マネー・ローンダリング対策の進展に応じ、マネー・ローンダリングそのものの傾向にも変化がみられるようになった。FATFの検討において最も重視されたのは、金融機関以外の業態を利用した隠匿行為である。そこで、FATFは、2003年（平成15年）6月、本人確認等の措置をとるべき事業者の範囲を拡大することを内容とする「40の勧告」の再改訂を行った。FATFは、その後も新たな決済システムを利用したマネー・ローンダリング、代替的送金システム、貿易型マネー・ローンダリング等世界各国・地域における新たなマネー・ローンダリングの手口を研究しており、報告書の公表等を通じて対策の在り方に関し提言を重ねている。

第2節 我が国のマネー・ローンダリング対策

1 麻薬特例法の施行

我が国のマネー・ローンダリング対策は、国際社会の動きに合わせ段階的な進展をみてきた。まず、国連麻薬新条約の国内担保法の一つとして、薬物犯罪から得られた収益への対策を主眼に、平成4年に「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（以下「麻薬特例法」という。）が施行された。この法律では、薬物犯罪について、マネー・ローンダリングが我が国で初めて犯罪化されるとともに、FATF「40の勧告」の求めに応じて、金融機関等による（薬物犯罪収益に関する）疑わしい取引の届出制度が創設された。

2 組織的犯罪処罰法の施行

マネー・ローンダリングの対象犯罪を薬物犯罪に限定していたことは、平成6年のFATF対日相互審査で改善を望まれたが、現実の運用でも金融機関等が疑わしい取引の届出を行うに当たり、それが薬物犯罪に関するものであるかどうか判断することは困難であり、結果的に疑わしい取引の届出制度が有効に機能しない要因となっていた。そこで、我が国では、8年6月のFATF勧告の改訂を踏まえ、新たに「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下「組織的犯罪処罰法」という。）が制定された（12年2月施行）。この法律では、いくつかの点で犯罪収益法制における前進がみられた。その一つが、マネー・ローンダリングの前提犯罪の拡大であり、もう一つが、疑わしい取引の届出の対象犯罪を薬物犯罪から重大犯罪に拡大したことである。また、同法では、我が国の資金情報機関（FIU）を金融監督庁（後の金融庁）に置くこととし、マネー・ローンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する仕組みを作った。

3 テロ資金供与処罰法・金融機関等本人確認法の施行と組織的犯罪処罰法の改正

米国の同時多発テロ後の動きとしては、まず未締結であった「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」を批准するため、その国内担保法として、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」（以下「テロ資金供与処罰法」という。）が制定された（平成14年7月施行）。また、テロ資金供与処罰法の制定とともに組織的犯罪処罰法の一部が改正され、テロ資金供与罪が前提犯罪に追加されるとともに、テロ資金そのものが犯罪収益として捉えられるようになったため、金融機関等はテロ資金の疑いがある財産に係る取引についても疑わしい取引の届出を行うこととなった。

さらに、同条約を実施し、合わせて FATF 勧告における本人確認の措置を法制化するため、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が制定された（15年1月施行）。

なお、同法は、他人名義や架空名義の預貯金口座等が振り込め詐欺等の犯罪に悪用されることが多いことから、16年12月に改正され、預貯金通帳等の売買やその勧誘・誘引行為等が処罰されることとなり、題名が「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（以下「金融機関等本人確認法」という。）に改められた。

4 犯罪収益移転防止法の施行

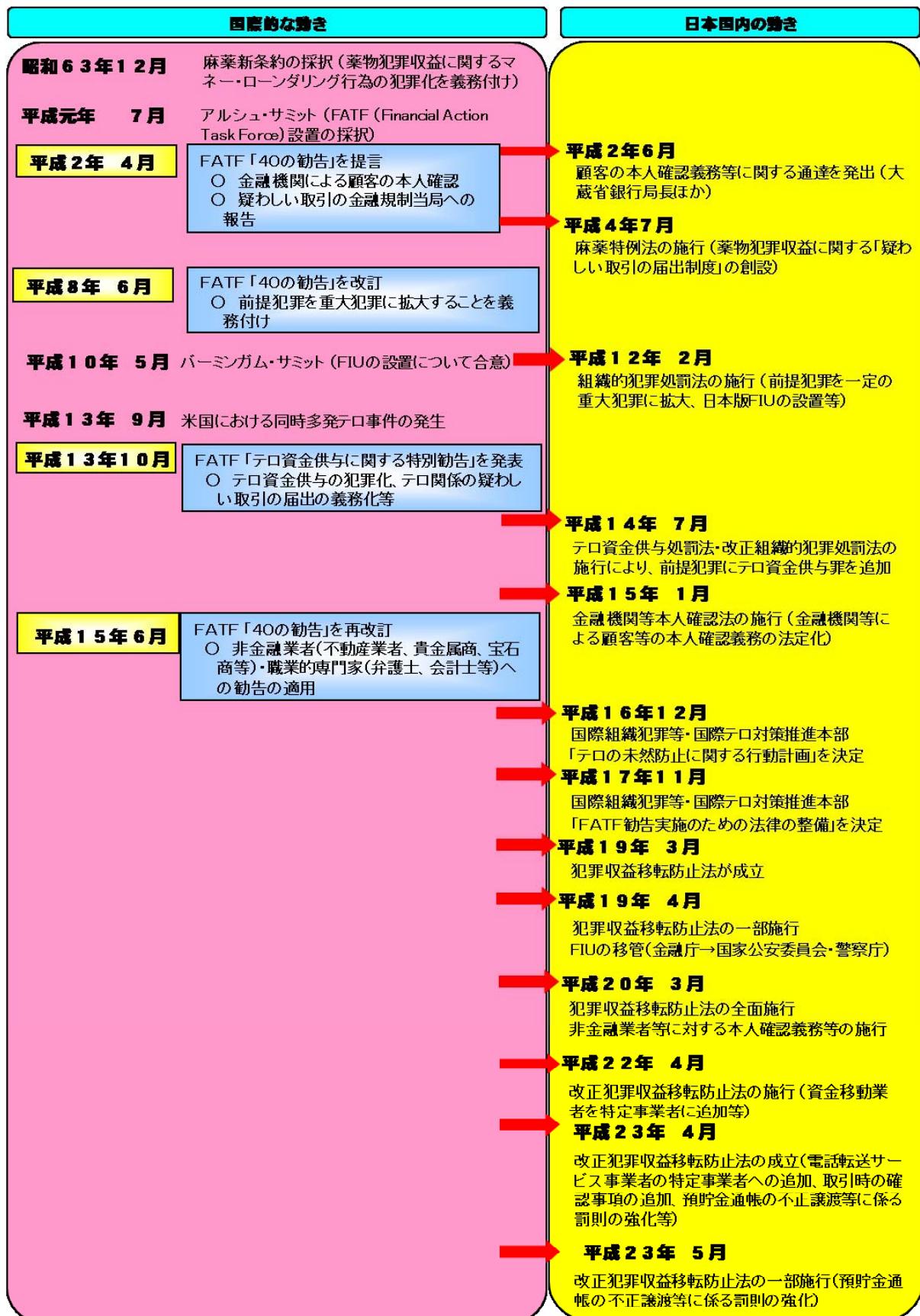
平成15年に FATF が「40の勧告」を再改訂し本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大したこと等を踏まえ、16年12月、内閣官房長官を本部長とする国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、同勧告の実施を盛り込む「テロの未然防止に関する行動計画」が決定された。17年11月には、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において警察庁が同勧告を実施するための法律案を作成することと FIU を金融庁から国家公安委員会に移管することが決定された。

警察庁は関係省庁と協力して法律案を策定して、19年2月、第166回国会に提出し、翌3月犯罪収益移転防止法が成立した。同法は翌4月、FIU の移管等を内容とする部分が施行され、本人確認等の措置を講ずべきとされる事業者の範囲の拡大等の同法の残余の部分については、20年3月から施行された。

その後も、警察庁及び関係省庁においては、社会情勢の変化に適切に対応するため、犯罪収益移転防止法及びその下位法令について、その改正を適時に行っている。

23年中における主な改正については、第2章（マネー・ローンダリング対策に関する法制度）で詳しく述べる。

マネー・ローンダリング対策の経緯



第2章 マネー・ローンダリング対策に関する法制度

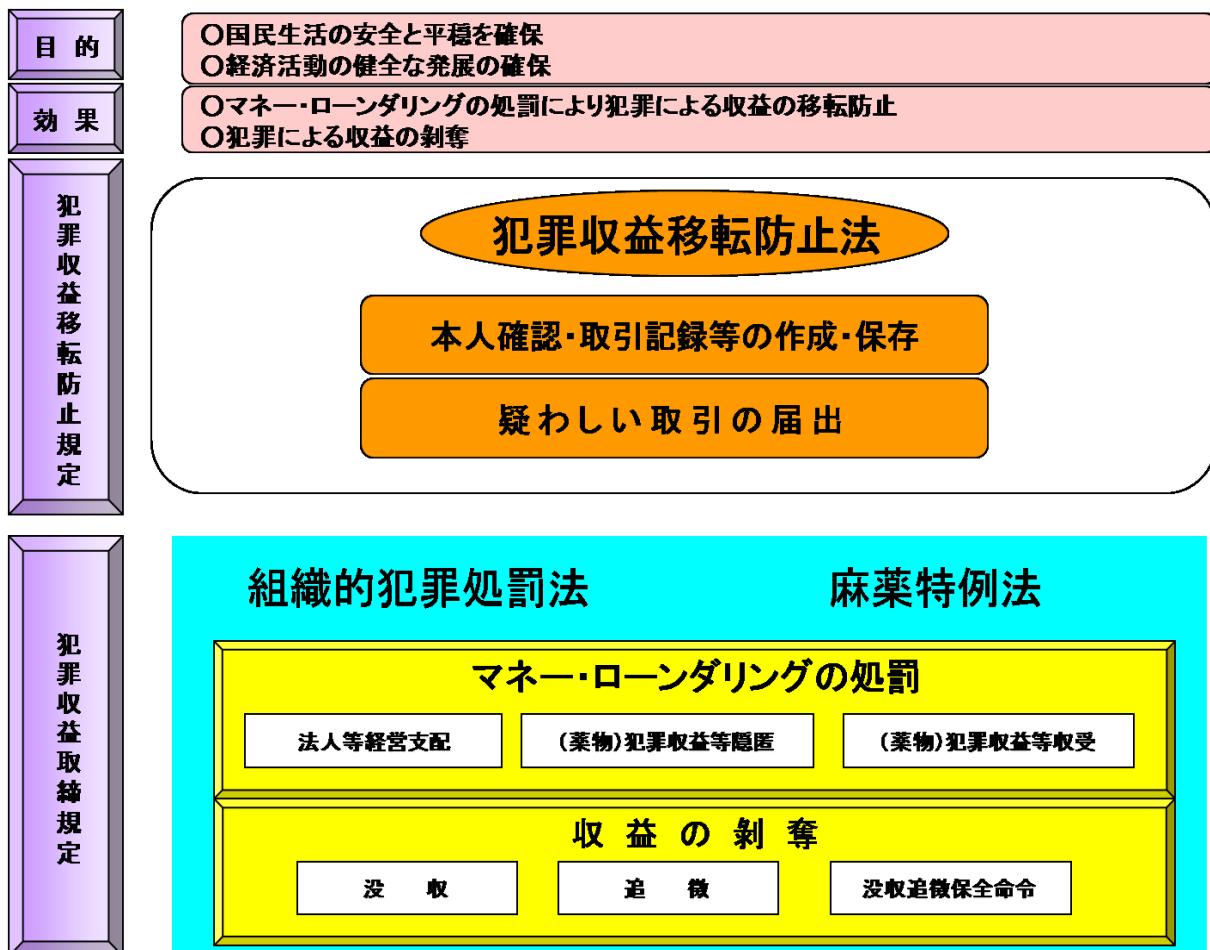
前章で述べたとおり、我が国及び諸外国のマネー・ローンダリング法制は、1980年代から段階的な発展を遂げているが、現在では次の3点を標準とするものとなっている。

- ①マネー・ローンダリングを刑事罰の対象とすること
- ②犯罪により得られた収益を奪し得るものとすること
- ③一定の範囲の事業者に顧客管理その他の防止措置を義務付けること

このうち、①と②は、犯罪を通じて形成された財産に着目し特に犯罪組織の資金基盤に打撃を与える上で直接的な効果をねらうものであるのに対し、③はこうした不正な資金が移転された場合の追跡を容易にし、訴追や剥奪を免れようとする行為を困難にすることにより、マネー・ローンダリングそのものを抑止する効果が期待される。

我が国では、上記のうち、①と②は主に麻薬特例法及び組織的犯罪処罰法で、③は犯罪収益移転防止法でそれぞれ措置されている。

図2-1 【犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の関係】



第1節 麻薬特例法及び組織的犯罪処罰法の概要

1 麻薬特例法

第1章で述べたとおり、麻薬特例法は、1988年（昭和63年）に採択された麻薬新条約と1990年（平成2年）に公表されたFATF「40の勧告」を直接の契機として、薬物犯罪から生じる不法収益の循環を遮断すること等を目的に制定され、4年7月1日から施行された。薬物犯罪収益対策に関するものとしては次の2点がある。

なお、麻薬特例法には、制定当初疑わしい取引の届出に関する規定が設けられていたが、組織的犯罪処罰法、犯罪収益移転防止法に順次引き継がれている。

(1) マネー・ローンダリングの処罰（第6条、第7条）

麻薬特例法は、マネー・ローンダリング行為には、更なる（薬物）犯罪を助長するなどの側面があるとし、これを新たに犯罪として定義した。

ア 薬物犯罪収益等隠匿罪（第6条）

①「薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装」する行為、②「薬物犯罪収益等を隠匿」する行為及び③「薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装」する行為が罪とされている。

①のうち「取得につき事実を仮装する行為」には、薬物犯罪収益等を他人名義で預金する行為や合法事業による収益を装って帳簿を操作する行為等が含まれる。

①のうち「処分につき事実を仮装する行為」には、薬物犯罪収益等を用い他人名義で物品を購入する行為等が含まれる。

②の「隠匿」には、天井裏に隠すなどの物理的隠匿のほか、資金の追跡が著しく困難となる国や地域への送金等が含まれる。

③の「発生の原因につき事実を仮装する行為」には、薬物の譲受人がその代金について架空債務の返済金を装う行為等が含まれる。

イ 薬物犯罪収益等収受罪（第7条）

「情を知って、薬物犯罪収益等を收受」する行為が罪とされている。

例えば暴力団幹部が薬物犯罪により得た金であることを知りながらこれを上納金として受け取る行為等が考えられる。

(2) 没収・追徴及び保全措置（第11条から第13条、第19条、第20条）

薬物犯罪収益は没収される。しかし、既に費消されたり権利が移転されているなどの理由で没収できないときは追徴される。それ以前からあった刑法の没収・追徴の制度に比べ、対象が有体物に限らず預金債権等も含まれることや必要的な没収・追徴であるなどの点で強化されている。さらに、薬物犯罪収益の剥奪を確実にするため、没収すべき財産について、判決が言い渡される前に、当該財産が処分されてしまうことがないように裁判所の命令によりこれを禁ずる措置をとることができる。捜査の開始を犯人が察知することで処分の危険が高まることから、裁判所は、起訴前においても警察官等の請求により30日の期限付き（更新可）で保全命令を発することができる。

2 組織的犯罪処罰法

第1章で述べたとおり、組織的犯罪処罰法は、FATF「40の勧告」の改訂による前提犯罪の拡大やFIUの設置に関する国際的合意等を契機に制定され、平成12年2月から施行された。犯罪収益規制の面では、前提犯罪を麻薬特例法における薬物犯罪以外の一

定の重大犯罪に拡大したことが特徴である。

(1) マネー・ローンダリングの処罰（第9条から第11条）

組織的犯罪処罰法では、マネー・ローンダリング罪の類型として、麻薬特例法に定める仮装・隠匿及び収受のほか、犯罪収益等を用いることにより法人等の事業経営を支配する手段として役員等の変更を行うことを新たに処罰することとしている。

なお、犯罪収益を生む前提となる犯罪の範囲については、組織的犯罪処罰法の別表で定められており、平成23年7月施行の同法の一部改正により、無許可の風俗営業、無免許の銀行営業等の罪が追加された。

(2) 没収・追徴及び保全措置（第13条から第16条、第22条、第23条、第42条、第43条）

組織的犯罪処罰法の没収・追徴制度は、麻薬特例法と異なり裁判所の任意の判断によるものであるが、対象が金銭債権にも拡大されている点、犯罪収益の果実として得た財産等もその対象とされている点及び保全手続を設けている点等において刑法の規定に比べ強化が図られている。

なお、組織的犯罪処罰法の制定当初、財産に対する罪等により得られたいわゆる犯罪被害財産については被害者からの損害賠償請求等に配慮し没収することができないとされていたが、平成18年12月施行の同法の一部改正により、犯罪の組織性が強かつたり、マネー・ローンダリングが行われるなど民事手続によっては被害回復を図ることが困難であるような一定の場合には、没収することができるよう改められた。

第2節 犯罪収益移転防止法の概要

犯罪収益移転防止法は、第1章で述べたとおり、2003年（平成15年）のFATF「40の勧告」の改訂や最近におけるマネー・ローンダリングの手口の巧妙化等を踏まえ、既存の金融機関等本人確認法の全部及び組織的犯罪処罰法の一部を母体として制定された新たな法律である。この法律は、一定の範囲の事業者による顧客等の本人確認、取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置を中心に、犯罪による収益の移転防止のための制度を定めることを内容とするものであり、以下ではそのうちの重要な部分を紹介する。

なお、法律の基本構造は図2-3を参照していただきたい。

1 法律の目的（第1条）

本法は、3にある特定事業者による本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金供与防止条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 犯罪による収益（第2条第1項）

本法において「犯罪による収益」とは、「犯罪収益等」（組織的犯罪処罰法第2条第4項）及び「薬物犯罪収益等」（麻薬特例法第2条第5項）をいう。

3 特定事業者（第2条第2項）

本法で本人確認等の措置を講ずることとなる事業者は、「特定事業者」と呼称されるが、その範囲は、FATF勧告の内容や我が国における事業者の活動状況を踏まえ定められている。なお、一般に、金融機関等は、従来より金融機関等本人確認法（犯罪収益移転防止法の施行により廃止）等により同様の措置を義務付けられていた。

特定事業者

- 金融機関等（1～33号）
銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、保険会社、外国保険会社等、少額短期保険業者、共済水産業協同組合連合会、金融商品取引業者、証券金融会社、特例業務届出者、信託会社、自己信託会社、不動産特定共同事業者、無尽会社、貸金業者、短資業者、資金移動業者、商品先物取引業者、振替機関、口座管理機関、電子債権記録機関、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、両替業者
- ファイナンスリース事業者(34号)
- クレジットカード事業者(35号)
- 宅地建物取引業者(36号)
- 宝石・貴金属等取扱事業者(37号)
- 郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者(38号)
- 弁護士又は弁護士法人(39号)
- 司法書士又は司法書士法人(40号)
- 行政書士又は行政書士法人(41号)
- 公認会計士又は監査法人(42号)
- 税理士又は税理士法人(43号)

4 国家公安委員会の責務と FIU（第3条）

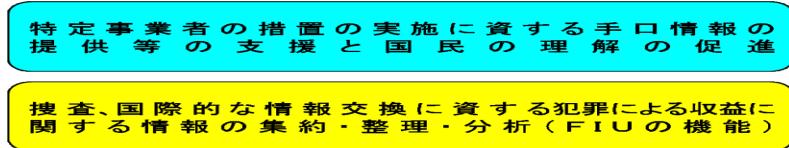
本法は、国家公安委員会の責務として、特定事業者による本人確認等の措置が的確に行われることを確保するため犯罪収益移転防止の重要性について国民の理解を深めるように努めることのほか、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報その他の犯罪による収益に関する情報が、犯罪捜査や国際協力に有効活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとするこことを明らかにしている。

特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報を集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する機能は、一般に資金情報機関（FIU）と言われ、各国がその中央政府に一つ設けることが通例となっている。

本法では、特定事業者の範囲の拡大に伴い、従来、組織的犯罪処罰法の規定により FIU の役割を果たしてきた金融庁から国家公安委員会がこれを引き継ぐこととした。このため、平成19年4月1日、国家公安委員会の管理を受けて警察行政に当たる警察庁に新たに犯罪収益移転防止管理官を設置し、これが FIU の業務を行っている。

この犯罪収益移転防止管理官の組織概要については第3章で詳しく述べる。

図2-2 【国家公安委員会の責務（犯罪収益移転防止法第3条）】



5 特定事業者による措置

本法上特定事業者が行わなければならないことは次のとおりである。

(1) 本人確認（第4条）

一定の取引を行うに際して、運転免許証の提示を受けるなどして顧客の氏名、住居等の本人特定事項を確認すること。

(2) 本人確認記録の作成・保存（第6条）

本人特定事項、本人確認のためにとった措置等を記録し、取引終了日から7年間保存すること。

(3) 取引記録等の作成・保存（第7条）

取引の期日・内容等を記録し7年間保存すること。

(4) 疑わしい取引の届出（第9条）

犯罪による収益に関わりがある疑いが認められる取引について行政庁に届出を行うこと。

司法書士等のいわゆる士業者は対象外となっている。

(5) 外国為替取引に係る通知（第10条）

海外送金において送金先に氏名、口座番号等一定の事項を通知すること。

為替取引を行い得る金融機関等のみが対象となっている。

(6) 弁護士による措置（第8条）

特定事業者のうち弁護士については特則が設けられており、上記の(1)から(3)に相当する措置を司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の定める会則により行うこととされている。

これらの義務を事業者ごとにみると表2-1のとおりである。また、義務の対象となる業務である「特定業務」と本人確認義務の対象となる「特定取引」は表2-2のとおりである。

上記のうち、本人確認、本人確認・取引記録等の作成・保存((1)から(3)まで)については、FATF勧告やテロ資金供与防止条約を国内的に実施することにより、犯罪による収益の移転を行おうとする者に対する牽制の効果と事後的な資金トレースを可能にする効果が期待される。疑わしい取引の届出((4))については、これをマネー・ローンダリング事犯及び前提犯罪の捜査に役立てるほか、金融システムを含む合法経済が犯罪者に悪用されることを防止してその健全性を確保する効果が期待される。

また、外国為替取引に係る通知((5))については、外国との間で犯罪による収益の移転が行われる場合に備え、国際的な資金トレースを可能にするための措置であり、テロ資金供与に関するFATF特別勧告の求めに対応するものもある。

表2-1 【本法で義務付けられた措置と特定事業者の対応】

特定事業者 【2条2項】	本人確認 【4条】	本人確認記録の 作成・保存【6条】	取引記録等の作 成・保存【7条】	疑わしい取引の 届出【9条】
金融機関等 (1号～33号)				
ファイナンスリース事業者(34号)				
クレジットカード事業者(35号)				
宅地建物取引業者 (36号)				
宝石・貴金属等取扱事業者(37号)	○	○	○	
郵便物受取サービス業者(38号)				
電話受付代行業者 (38号)				
司法書士(40号)				
行政書士(41号)				
公認会計士(42号)				
税理士(43号)				
弁護士(39号)	司法書士等の他の士業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによる【8条】			

表2-2【義務の対象となる「特定業務」とそのうち本人確認が必要な「特定取引」の範囲】

	特定業務	特定取引
金融機関等	金融機関等が行う業務 (金融に関する業務に限られる)	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結、200万円を超える大口現金取引、10万円を超える現金送金等
ファイナンスリース事業者	ファイナンスリース業務 (途中解約できないもの、賃貸人が賃貸物品の使用にともなう利益を享受し、かつ、費用を負担するものに限られる)	1回のリース料が10万円を超える物品のファイナンスリース契約の締結
クレジットカード事業者	クレジットカード業務	クレジットカード契約の締結
宅地建物取引業者	宅地建物の売買又はその代理若しくは媒介業務	宅地建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介
宝石・貴金属等取扱事業者	貴金属（金、白金、銀及びこれらの合金）、宝石（ダイヤモンドその他）の貴石、半貴石及び真珠）の売買業務	代金の支払が現金で200万円を超える貴金属等の売買契約の締結
郵便物受取サービス業者	郵便物受取サービス業務	役務提供契約の締結 ※宛先に受取サービス業者であることが容易に判別できる商号等の記載がない郵便物の受取をしない旨の条項を含む契約の締結は除く
電話受付代行業者	電話受付代行業務	役務提供契約の締結 ※電話による連絡を受ける際に代行業者の商号を明示する条項を含む契約の締結は除く ※コールセンター業務等の契約締結は除く
司法書士 行政書士 公認会計士 税理士	以下の行為の代理又は代行に係るもの ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※租税、罰金、過料等の納付は除く ※成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く	以下の行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※任意後見契約の締結は除く
		本人確認済みの顧客との取引は除く。ただし、なりすまし等の疑いがある場合は除かれない。

6 疑わしい取引に関する情報の提供（第11条及び第12条）

疑わしい取引に関する情報を国内外の捜査等に活用し得るようにするため、FIU である国家公安委員会は、疑わしい取引に関する情報を、犯罪捜査を行う検察官、検察事務官若しくは司法警察職員（警察官、麻薬取締官、海上保安官）又は犯則事件の調査を行う税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員に提供するほか、一定の要件の下で外国の FIU に提供することができることとされている。実際の運用状況については第4章（疑わしい取引の届出）及び第5章（国際的な連携の推進）で詳しく述べる。

7 監督上の措置（第13条から第17条、第23条、第24条、第28条）

本法では、特定事業者による義務の履行を担保するための手続として、特定事業者の所管行政庁による報告徴収及び立入検査のほか、指導、助言及び勧告、さらには違反があった場合は正命令についての規定等が置かれている。

報告や資料提出をしなかった者、虚偽の報告や資料の提出をした者、立入検査を拒んだ者等は1年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科も可）に、是正命令に違反した者は2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科も可）に処せられる場合がある。

また、国家公安委員会には、所管行政庁による監督上の措置を補完する立場から、特定事業者の義務違反を認めた場合の所管行政庁に対する意見陳述の権限とそのために必要な調査権限が付与されている。

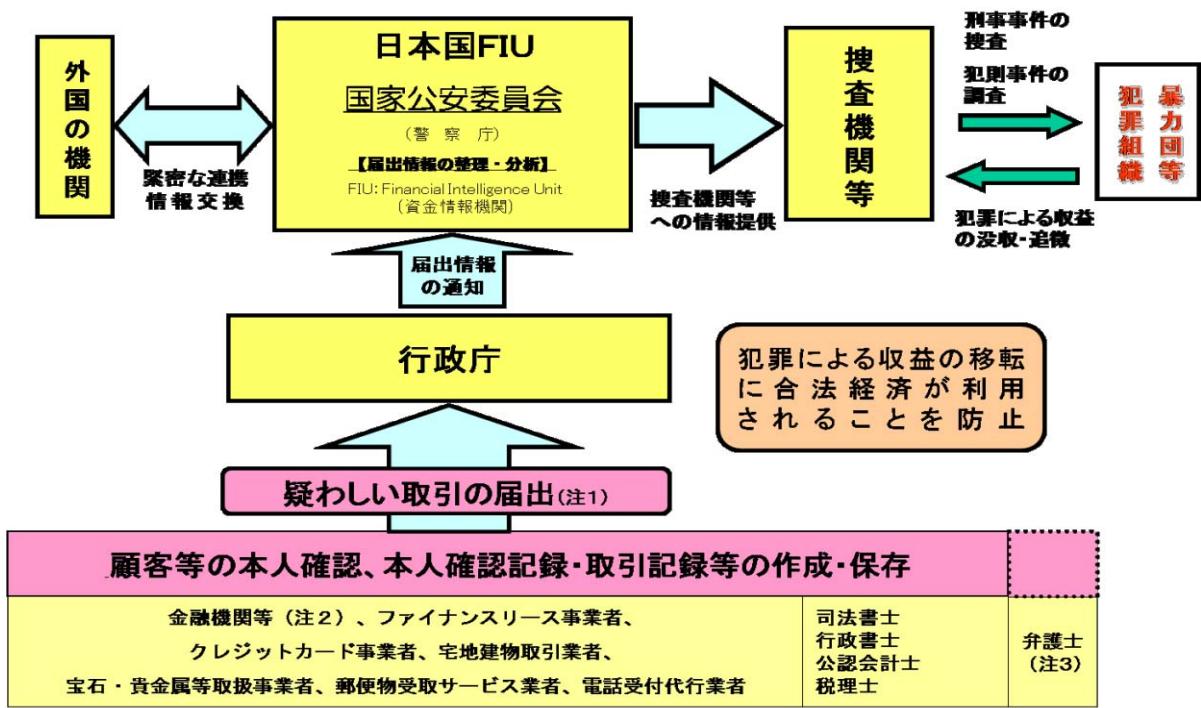
8 預貯金通帳、為替取引カード等の譲受け等に関する罰則（第26条及び第27条）

売買された預貯金通帳、キャッシュカードや為替取引カード等がマネー・ローンダリングに使用されるなど様々な犯罪に不正利用されていることから、この防止を図る目的で、本法は、預貯金通帳等の有償又は無償の譲受け、譲渡し等をした者を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科も可）に処することとし、また、業としてこれらの行為をした者を3年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科も可）に処することとしている。

また、預貯金通帳等の有償又は無償の譲受け、譲渡し等をするよう人を勧誘し、又は誘引した者を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科も可）に処すこととしている。

なお、第3節で述べるとおり、これらの罰則については、平成23年5月から強化されている。

図2-3 【犯罪収益移転防止法の概要】



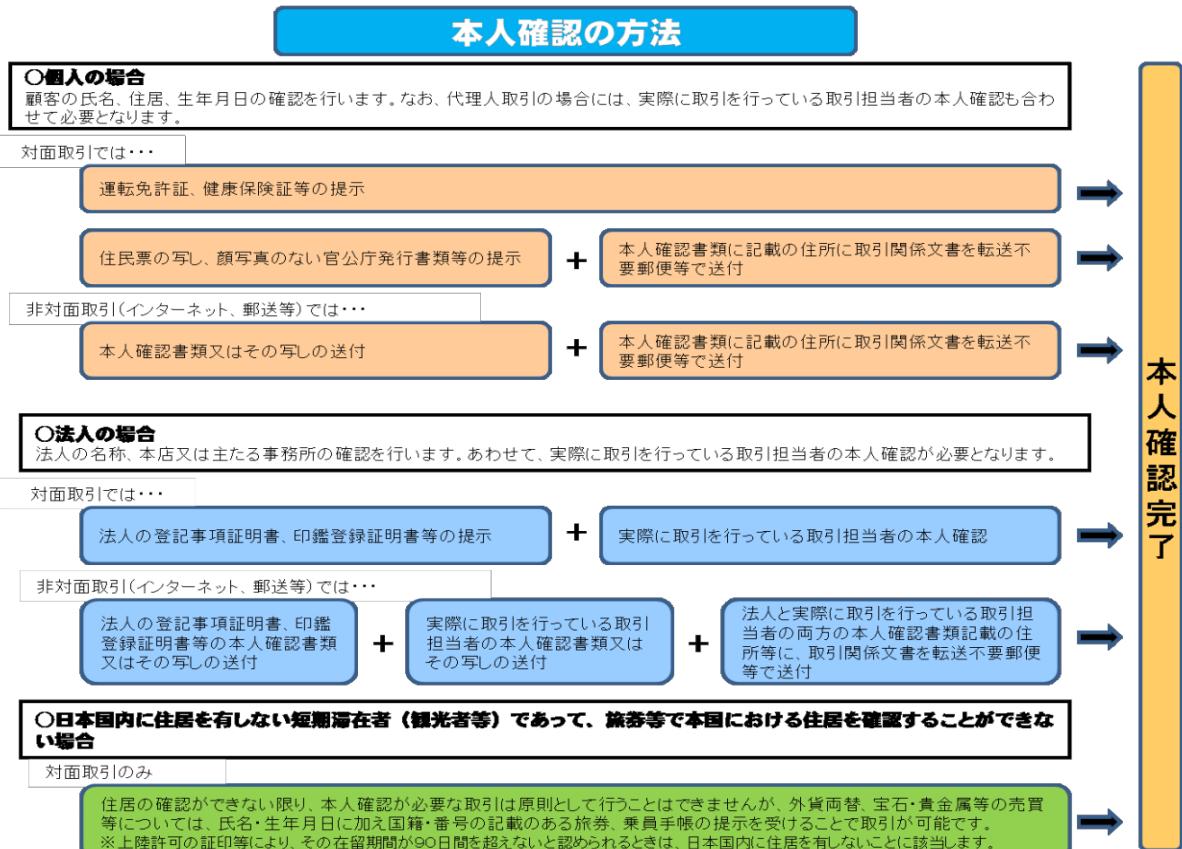
注1：弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士は、疑わしい取引の届出義務の対象外である。

注2：金融機関等のうち為替取引に関する事業者は、送金人情報の通知義務を負う。

注3：弁護士による本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存に相当する措置については、犯罪

収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

図2-4 【本人確認の方法】



第3節 最近の法令改正

犯罪収益移転防止法及びその下位法令については、マネー・ローンダリング等の防止の観点から、社会状況の変化や他法令の改正等に対応するため、適時に必要な改正を行っており、平成23年においては、19年の犯罪収益移転防止法制定以来初となる同法の改正が行われたほか、下位法令について所要の改正を行っている。

1 犯罪収益移転防止法の改正

(1) 改正の背景

平成19年から20年にかけて我が国に対して行われた第3次FATF対日相互審査（第5章第2節第3項参照）における指摘事項の改善に向けた検討が政府において重ねられ、顧客管理に関する勧告については、22年1月に警察庁に設置された学識者や実務家等を委員とする「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」において様々な議論がなされた後、同年7月、その検討結果が報告書に取りまとめられた。

一方、依然として高水準にある振り込め詐欺等の被害状況を見ると、電話転送サービス事業者（後述）がその犯行に多く利用されている実態や、これらの犯罪のツールとしての預貯金通帳等の不正譲渡等が依然後を絶たない状況であることが認められた。

上記報告書の内容やこうした最近の国内における振り込め詐欺等の被害状況等を踏まえ、23年4月、犯罪収益移転防止法の一部改正法案が第177回国会に提出され、同月27日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、翌28日、公布された。

(2) 改正の概要

ア 特定事業者の取引時の確認事項の追加（公布の日から2年以内に施行）

弁護士、司法書士等の士業者を除く特定事業者が、顧客等との間で一定の取引を行うに際しては、本人特定事項に加え、

- 取引を行う目的
- 職業（顧客等が自然人である場合）・事業の内容（顧客等が法人である場合）
- 実質的支配者（顧客等が法人である場合。）

の確認を行わなければならないこととした。

さらに、なりすましが疑われる取引等のマネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引については、これらの事項に加え、資産及び収入の状況の確認をしなければならないこととした。

イ 電話転送サービス事業者の特定事業者への追加（公布の日から2年以内に施行）

自己の保有する電話番号を顧客に貸し出し、その電話番号に係る電話を顧客が指定する電話番号に自動的に転送するサービスを提供する事業者（電話転送サービス事業者）を特定事業者に加えることとした。

ウ 預貯金通帳等の不正譲渡等に係る罰則の強化（23年5月施行）

預貯金通帳等の不正譲渡等の行為について、懲役刑を新設（罰金刑との併科も可）するとともに、罰金額及び業として行った場合の懲役刑の上限をいずれも引き上げることとした。

図2-5 【犯罪収益移転防止法の一部改正の概要（FATF関連部分）】

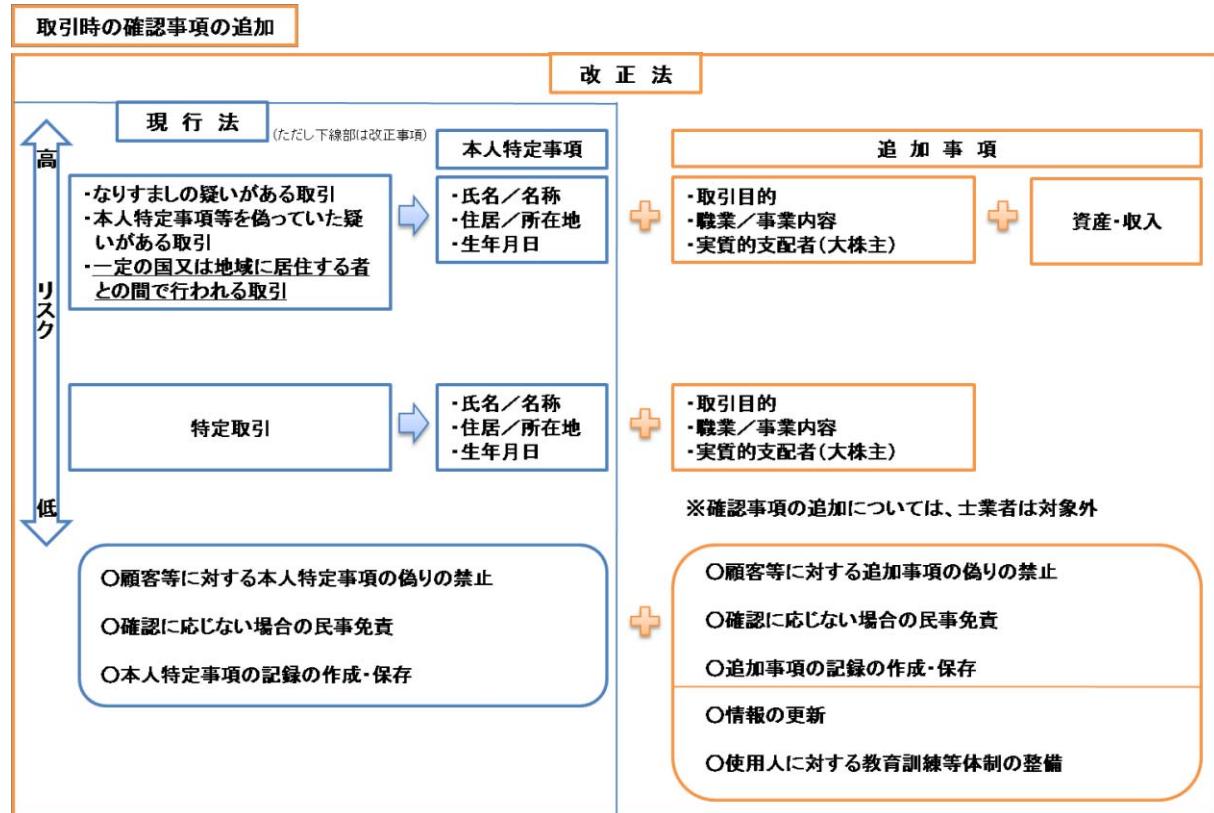
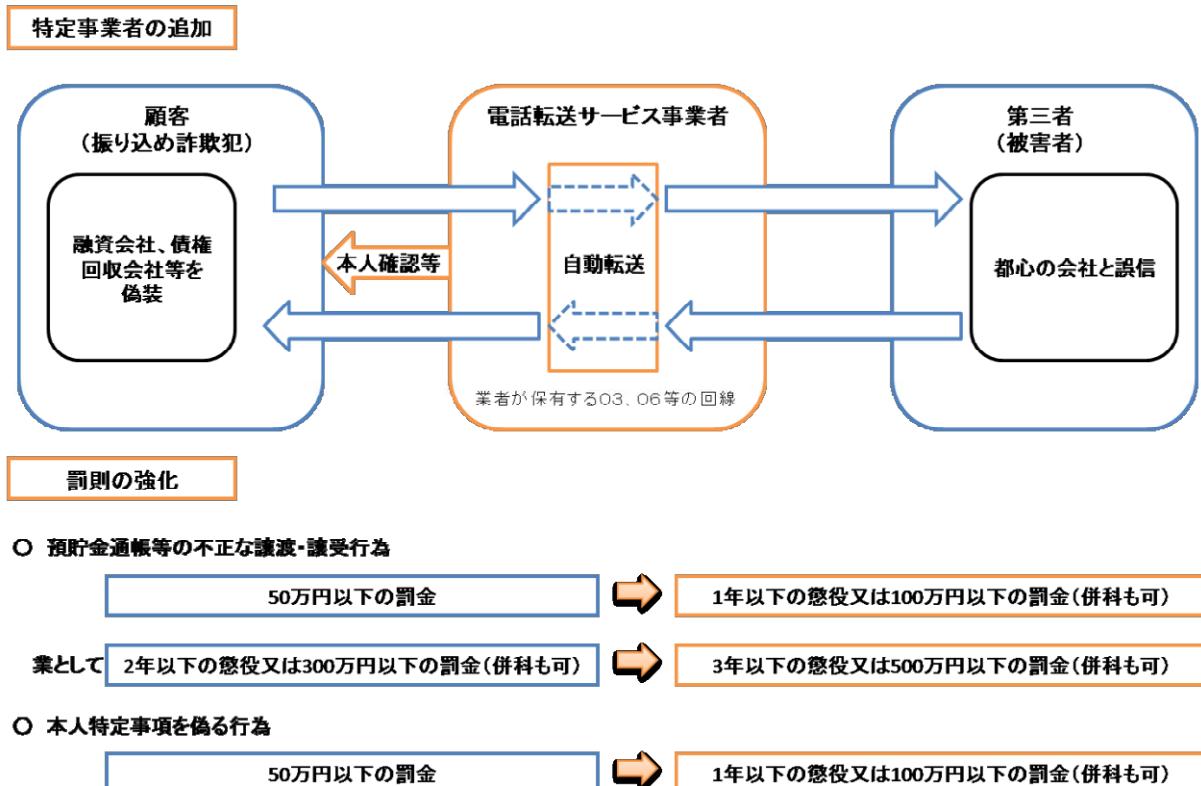


図2-6 【犯罪収益移転防止法の一部改正の概要（FATF関連以外）】



2 東北地方太平洋沖地震に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の改正

平成23年3月、東北地方太平洋沖地震による被害の状況等を踏まえ、犯罪収益移転防止法施行規則を改正し、東北地方太平洋沖地震で被災し、本人確認書類を全て紛失するなど正規の本人確認方法によることが困難な顧客については、当分の間、申告を受ける方法により本人確認を行うことができるとしている。この方法は本人確認方法の特例を設けた。

また、東北地方太平洋沖地震の被災者等への寄附を受けるために開設された口座への現金送金であって、200万円以下のものについては、本人確認対象取引から除外することとした。

3 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の施行等に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の改正

平成23年6月、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の施行等に伴い、犯罪収益移転防止法施行規則を改正し、商品先物取引業者が顧客から預かった証拠金について信託会社との間で締結する信託契約について本人確認対象取引から除外することとした。

第3章 犯罪収益移転防止管理官の設置と警察の活動

平成19年4月1日、犯罪収益移転防止法の施行と同時に警察庁刑事局組織犯罪対策部に犯罪収益移転防止管理官が発足した。犯罪収益移転防止管理官は、特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報を集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する業務を中心に、同法の施行において中心的役割を果たす機構である。しかしながら、犯罪収益移転防止法の構造に表れるとおり、犯罪収益移転防止管理官がその機能を発揮するためには、特定事業者を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。

第1節 犯罪収益移転防止管理官設置の背景

犯罪収益移転防止管理官に相当する機構は、諸外国にもみられ、通常 FIU と呼ばれる。FIU 相互の情報交換の場として1995年（平成7年）に発足したエグモント・グループは、FIU について「国のマネー・ローンダリング対策を支えるべく、金融機関等からの届出情報を受理・処理し、当局に通知する中央機関であり、法執行機関に重要な情報交換の道筋を提供するものである」と表現している。

我が国では、4年7月の麻薬特例法の施行により疑わしい取引の届出が義務化されたものの、情報を一元化しこれを捜査機関等に提供する仕組みは設けられなかった。その後、12年2月に組織的犯罪処罰法が施行されると、金融監督庁（同年7月に金融庁に改組）に我が国初の FIU が設置され、同法の定めに従い疑わしい取引に関する情報の処理や外国との情報交換に当たることとされた。

犯罪収益移転防止法が、マネー・ローンダリングの防止措置を講ずべき事業者の範囲を、従来の金融機関等から宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者等に拡大するのに伴い、疑わしい取引に関する情報の範囲も拡大されることから、その処理、分析を中心とする FIU の機能については、金融機関を監督する金融庁ではなく、届出情報の全般を捜査や組織犯罪・テロ対策に活用する警察が担当することが適当であると考えられた。この考え方方は17年11月、法案の策定を決めた政府の「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」の決定により明らかにされた。

そこで、同法は、警察庁を管理しその補佐を受ける国家公安委員会が、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報の迅速かつ的確な集約、整理、分析を行うこと等の責務を有することを明らかにするとともに、同委員会に対し、疑わしい取引に関する情報の外国 FIU への提供を含む取扱いに係る機能のほか、特定事業者の監督上の措置を補完する機能等を併せて付与した。そして、同法の施行に関する事務を処理する機構として、新たに警察庁刑事局組織犯罪対策部に設けられたのが犯罪収益移転防止管理官である。

第2節 任務及び組織

犯罪収益移転防止管理官は、犯罪収益移転防止法が明記する

- 疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析並びに捜査機関等への提供
- 外国 FIU に対する情報の提供
- 特定事業者による措置を確保するための情報の提供や行政庁による監督上の措置

の補完

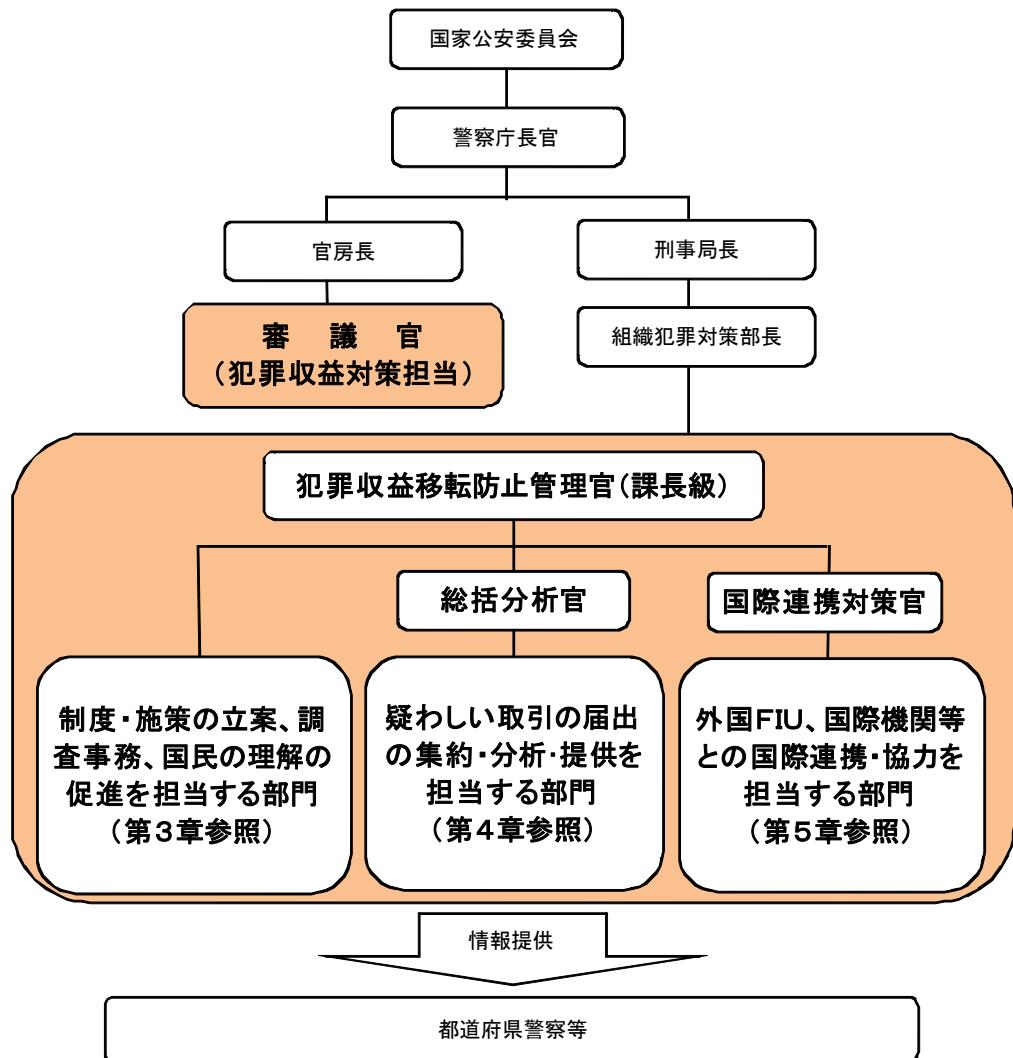
のほか、マネー・ローンダリング対策の法制度や第4節に述べる犯罪収益対策推進要綱等の各種施策の立案・調査、マネー・ローンダリング対策に関する国際的な規範の策定に対する参画等の業務に当たっている。

このうち疑わしい取引に関する情報の分析及び提供の状況については第4章で、外国FIU及び国際機関との連携については第5章で解説する。

犯罪収益移転防止管理官の組織概要は図3-1のとおりであり、現在、犯罪収益移転防止管理官（課長級）の下、約90人の職員により構成されている。

一方、都道府県警察では、犯罪による収益の追跡やマネー・ローンダリング事犯の取締り等を担当する「犯罪収益解明班」が設置されている。

図3-1 【犯罪収益移転防止管理官の組織概要】



第3節 犯罪収益移転防止管理官と関係機関

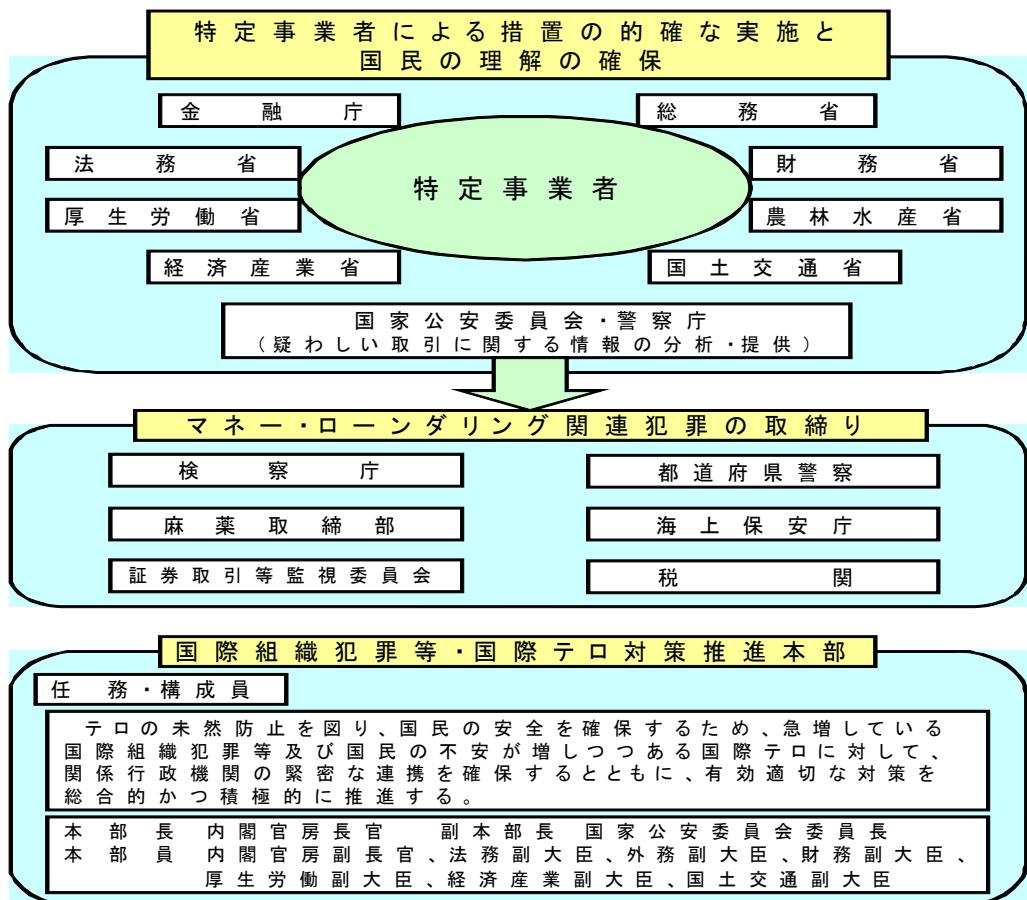
犯罪収益移転防止法においてマネー・ローンダリングを防止するための最初の措置を講ずるのは、金融機関を始めとする特定事業者である。本章で別途記載するとおり、犯罪収

益移転防止管理官では、資金情報の分析という FIU 固有の業務に加え、特定事業者が顧客管理等の措置を的確に講じ、またその際国民の協力が十分に得られるように、マネー・ローンダリングの実態や法制度に関し広く情報提供を行うなどの支援に努めている。また、各業界を所管する省庁においても、単に本法上の義務履行に関する監督権限行使するだけでなく、疑わしい取引に関する参考事例を公表したり、業界団体と協力して研修会を開催するなどの支援を行っている。他方、警察を始めとする取締機関は、それぞれの所掌の範囲において、マネー・ローンダリング事犯やその前提犯罪の摘発を行い、またその結果として犯罪による収益の剥奪を行っている。

これら関係省庁は、それぞれの立場で事務を遂行するとともに、有用な情報を融通し合い、またマネー・ローンダリング対策上の課題を協議するなど相互に協力して対策を進めている。

なお、内閣には、平成16年8月以来、国際組織犯罪と国際テロに対する有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」が設けられているほか、15年9月の閣議了解により発足した「犯罪対策閣僚会議」においてもマネー・ローンダリング対策が隨時議題として取り上げられている。

図3-2 【政府各部のマネー・ローンダリング対策】



第4節 警察の犯罪収益対策

警察では、従来から暴力団の資金獲得活動に伴う各種違法行為の取締り等、特に犯罪組織の資金基盤に打撃を与える観点から犯罪収益対策を推進してきた。犯罪収益移転防止法

は、犯罪による収益を取り扱う可能性のある幅広い事業者の協力により、この対策に一層の効果をもたらすことが期待されるが、同法の施行を機に、その中心となる警察庁では、全国警察が一丸となって犯罪収益対策を強化すべく、平成19年4月、警察庁次長通達により「犯罪収益対策推進要綱」を制定した。

犯罪収益対策推進要綱により示された犯罪収益対策を行うに当たっての基本的事項は、以下のとおり、基本姿勢4点と推進事項6点である。

1 犯罪収益対策の基本姿勢

- (1) 犯罪収益移転防止法に規定する特定事業者の自主的な取組及び国民の理解の促進
- (2) 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- (3) 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進
- (4) 犯罪収益対策に関する国際的な連携の推進

2 犯罪収益対策の推進事項

- (1) 推進体制の整備

警察庁及び都道府県警察においては、犯罪収益対策のための所要の体制を整備すること。都道府県警察では、犯罪収益解明班を設置するとともに、各部門に犯罪収益関連犯罪の捜査体制を整備すること。

- (2) 特定事業者の自主的な取組及び国民の理解の促進

特定事業者に対し、犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供や指導及び助言を行うほか、犯罪収益対策の重要性に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うこと。

- (3) 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析

警察庁は、犯罪による収益に関する情報の集約、整理、分析及び提供を行うこと。都道府県警察は、各部門が緊密に連携し、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報を収集すること。

- (4) 犯罪収益対策の観点からの取締りの推進

警察庁は、犯罪収益関連犯罪の捜査指導及び調整並びに犯罪組織等の実態解明を行うこと。都道府県警察は、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法等各種法令を適用して、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑わしい取引に関する情報を活用した捜査を推進し、積極的に事件化を図るとともに、情報収集活動を推進すること。

- (5) 犯罪による収益の剥奪の推進

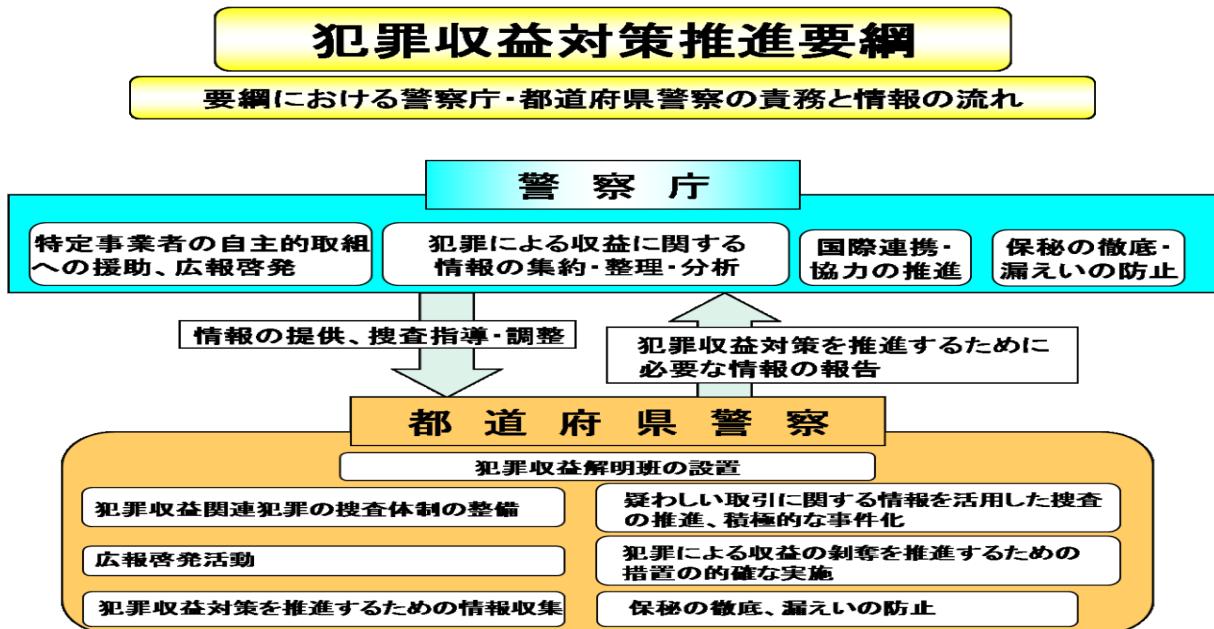
単に被疑者の逮捕だけでなく、犯罪による収益の発見に努め、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転防止措置を的確に実施すること。また、犯罪による収益の剥奪について検察庁との緊密な連携を強化すること。

- (6) 国際的な連携の推進

外国FIUとの情報交換、犯罪収益対策に係る国際勧告の改訂への対応及び外国による国際勧告の履行のための支援等の様々な側面での国際連携の強化に努めること。

なお、第6章で解説するとおり、警察では犯罪収益移転防止法の施行後、各種の事件検挙等を通じて、要綱に示された方針を強力に推進している。

図3-3 【犯罪収益対策推進要綱の概要】



第5節 平成23年中における国民・事業者・関係機関と連携した取組

第1項 特定事業者を対象とする研修会における説明及び情報提供等

1 郵便物受取サービス業者対象の説明会における説明

平成23年2月から3月までの間、全国10箇所で開催された経済産業省による「犯罪収益移転防止法に関する説明会」において、法律の概要や特定事業者の義務等について説明を行った。

2 資金移動業者対象の研修会における説明

平成23年2月、東京都内で開催された全国の資金移動業者が会員となっている日本資金決済業協会のセミナーにおいて、犯罪収益移転防止法の概要や特定事業者の義務等について説明を行った。

3 金融機関対象の研修会における説明

平成23年9月から11月までの間、全国12箇所において、警察庁及び金融庁の共催による金融機関対象の「疑わしい取引の届出」研修会を合計18回にわたって開催し、捜査機関による疑わしい取引の届出の活用事例や届出の際の留意事項等を説明するとともに、金融機関の実務担当者の質疑に答えるなどして疑わしい取引の届出に関連する情報の提供に努めた。



【研修会における説明状況】

また、同年12月、東京都内において開催された外国銀行対象のセミナーにおいて、反社会的勢力の排除や特定事業者の義務等について説明を行った。

4 ウェブサイトによる広報

警察庁のウェブサイト内に犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）のページを作成し、年次報告書や活動状況、犯罪収益移転防止法の内容等を広報している。

【年次報告書】

【犯罪収益移転防止管理官ウェブサイト】

- 警察庁ウェブサイト
<http://www.npa.go.jp>
 - 犯罪収益移転防止管理官ウェブサイト
<http://www.npa.go.jp/sosikihanbai/iafic/index.htm>

【リーフレット】

国際連合安全保障理事会決議等を受けて特定事業者に対して行う要請

警察庁では、国際連合安全保障理事会等においてテロ等への関連が認められる個人・団体を対象とする資産凍結措置等について決議等がなされた場合、関係省庁と連携の下、金融機関等の特定事業者に対して、その内容の周知を図るとともに、資産凍結等の対象となる疑いがあると認められる個人・団体に関する本人確認義務、疑わしい取引の届出義務等の履行を徹底するよう要請しており、また、当該措置の対象者をウェブサイトに掲載している。

1 国際連合安全保障理事会決議に基づく措置

我が国では、国際連合安全保障理事会決議に基づいて、タリバーン関係者等を資産凍結措置等の対象としているが、警察庁では、これら対象者のリストが改正される都度、関係省庁を通じて、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請しており、平成23年中は、合計6回の要請を行った。

2 FATF声明に基づく措置

平成23年2月に開催されたFATF全体会合において、イラン・イスラム共和国及び北朝鮮に係る声明が採択され、これらの国から生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用するよう要請された。これを受け、警察庁は、関係省庁を通じて、特定事業者に対し、これらの国について犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請した。

また、同年6月及び10月に開催されたFATF全体会合においても、資金洗浄・テロ資金供与対策上、戦略的欠陥を有する国・地域に係る声明が採択されたことから、警察庁では、関係省庁を通じて、同様の要請を行った。

第6節 平成23年における報告徴収・意見陳述等の実施状況

国家公安委員会・警察庁（犯罪収益移転防止管理官）では、都道府県警察が行う振り込め詐欺等の捜査の過程で犯罪収益移転防止法に規定する本人確認義務等に違反している疑いが認められた特定事業者に対して報告徴収や、都道府県警察に対する調査の指示を行っている。

平成23年中、郵便物受取サービス業者等を対象として、5件の報告徴収を行ったほか、都道府県警察に対して3件の調査の指示を行った。また、これまで行った報告徴収等の結果に基づき、同年中、郵便物受取サービス業の所管行政庁である経済産業大臣に対して10件の「特定事業者の犯罪収益移転防止法違反を是正するために必要な措置をとるべき」とする意見陳述を行った。国家公安委員会・警察庁がこれまでに行った意見陳述を受け、経済産業大臣は、同年中、郵便物受取サービス業者に対して9件の是正命令を発した。

なお、同年中に、立入検査の実施はなかった。

表3-1 【国家公安委員会・警察庁による報告徴収等の実施件数】

区分	年別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
報告徴収実施件数		11	16	7	5
都道府県警察に対する調査の指示件数		1	2	10	3
所管行政庁に対する意見陳述の実施件数		4	9	13	10

注：平成20年は、3月1日以降の件数

第7節 特定事業者における自主的な取組

1 銀行業界の取組

国内で活動する民間銀行のほとんどが加盟している「一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）」では、平成2年に、全銀協内に「マネー・ローンダリング問題検討部会」を設置し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与問題への対応として、本人確認手続、疑わしい取引の届出手續に関する留意事項の通達の作成・周知のほか、全銀協会員のための研修用のハンドブックの作成・配布、会員向け研修会の開催等を行っている。また、顧客に提供するための本人確認手続に関するチラシ、ポスターの作成

等を行っている。さらに、FATF のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策の検討状況を常時フォローし、海外の銀行協会等との情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATF 対日審査への対応を行うなど、国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に係る問題について組織的な対策を進めている。そして、全銀協の「行動憲章」（17年11月改定）には、マネー・ローンダリング防止を含めた法令遵守や反社会的勢力との対決等を盛り込み、会員に実践させるなど業界の取組を先導してきている。

2 証券業界の取組

証券業界においては、平成3年に日本証券業協会が暴力団等との取引の抑制を決議し、マネー・ローンダリング防止のための本人確認の徹底を行うなど、業界からの暴力団排除やマネー・ローンダリングの防止に取り組んできた。

また、日本証券業協会及び証券取引所は、金融庁、警察庁等の関係機関とともに、18年11月に「証券保安連絡会」及び「証券保安連絡会実務者会議」を発足させ、業界からの暴力団排除等の更なる検討を進め、19年7月、実務者会議の検討結果の中間報告として「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について」を公表し、また、20年2月には、日本証券業協会において、届出の実効性を確保するために「疑わしい取引の届出に関する考え方」を取りまとめるなど、疑わしい取引の速やかな届出等のマネー・ローンダリング対策を一層強化すべきこと等を明らかにした。

さらに、証券会社をはじめ、日本証券業協会、証券取引所、財務局、都道府県警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士会の関係機関は、都道府県ごとに「証券警察連絡協議会」を設置し、現場レベルでの情報交換や研修会の実施を通じて、業界からの暴力団排除やマネー・ローンダリングの防止について実効性を高めている。

加えて、日本証券業協会は、21年3月、「証券保安対策支援センター」を設置するとともに、国家公安委員会・警察庁から暴力団対策法上の不当要求情報管理機関としての登録を受け、証券会社からの照会・相談等を受け付ける業務を行っている。

また、日本証券業協会は、22年5月、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定し、各会員に対して①取引約款等への暴力団排除条項の導入、②新規及び既存顧客の審査、③口座開設時において「反社会的勢力でない旨の確約」を受ける表明確約条項の導入等をそれぞれ義務化した。

3 不動産業界の取組

不動産業界では、犯罪収益の移転防止や反社会的勢力の排除のための取組を業界が一体となって推進していくため、平成19年12月に設立した「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」において、各事業者における責任体制の構築に係る申し合わせや普及啓発用の冊子等の作成・頒布がなされ、犯罪収益移転防止法等の制度の運用に関する情報共有等の取組を進めている。

4 弁護士業界の取組

日本弁護士連合会では、従来から、マネー・ローンダリング対策の取組の重要性を認識しつつ、弁護士の職務との関わりについて検討を重ねてきたが、平成19年3月、総会決議をもって「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」を制定し、一定の業務に関して依頼者の身元確認や記録の保存を行うこと、犯罪収益の移転に利用される疑いのある場合には受任を避けること等の措置を弁護士の義務として定め、同年7月1日か

ら施行している。

日本弁護士連合会は、同規程の周知徹底を図るため、毎年、研修会を開催するとともに、同研修会の開催状況の映像や配付資料をインターネットで配信しているほか、各弁護士会に対し、研修用のビデオやQ&A等の教材を提供している。

また、同規程の解説書を会員用ウェブサイトや全会員に配達される機関誌に掲載するなどしている。

第4章 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法の特定事業者は、犯罪による収益との関係が疑われる取引と判断した場合、これを所管の行政庁に届け出ることが義務付けられている。このような措置は、国際的なマネー・ローンダリング対策の動向も踏まえ、麻薬特例法において初めて制度化され、組織的犯罪処罰法を経て犯罪収益移転防止法に引き継がれた。

第1節 疑わしい取引の届出制度の概要

1 趣旨

疑わしい取引の届出制度は、特定事業者から届け出られた情報をマネー・ローンダリング事犯及びその前提犯罪の捜査等に役立てるとともに、特定事業者が提供するサービスが犯罪者に利用されることを防止し、経済活動の健全性とその信頼を確保することを目的とする制度である。

2 届出が必要な場合

特定事業者は、表2-2に挙げられた特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合、又は顧客等が特定業務に関し犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがある場合には、届出を行う義務が課されている。

3 疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）の公表

疑わしい取引に該当するかどうかの判断は、特定事業者が、その業界における一般的な知識と経験とを前提として、取引の形態や顧客の属性、取引時の状況等を踏まえて総合的に判断するものである。すなわち、個々の取引の事情に応じて特定事業者自身が判断すべきものであるが、特定事業者の全てが犯罪による収益の移転が疑われる取引の形態を十分に理解しているとは限らず、疑わしさの判断に困難を來す場合も予想される。したがって、我が国では麻薬特例法下の当時から、事業者が届出を行う場合の指針として「疑わしい取引の参考事例」を定め公表してきた。事業者の間では「届出ガイドライン」と呼ばれることが多い。犯罪収益移転防止法の全面施行以降は、これまで以上に多様な特定事業者を対象とするものであるが、それぞれの業務の特徴を踏まえ、所管行政庁が特定事業者ごとに疑わしい取引の参考事例を公表している。

なお、これらの参考事例を巻末に添付資料として掲載したが、それぞれの序文をみると明らかなどおり、そこに記載された取引の例はあくまで参考事例であって、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客等の属性、取引時の状況その他当該取引に係る情報を総合的に勘案して特定事業者において判断する必要がある。また、これらの参考事例は、特定事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考とするものであるが、これらの事例に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するものではない一方、これらの事例に該当しない取引であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは、届出の対象となることに注意を要する。

4 犯罪利用口座の特徴点分析

犯罪収益移転防止管理官では、犯罪収益移転防止法第3条に規定されている特定事業

者への情報提供の一環として、また、犯罪収益移転防止管理官が疑わしい取引に関する情報を整理・分析する際に活用するため、都道府県警察等と協力しつつ、犯罪に利用された口座の特徴点を統計的に抽出する作業を進めている。

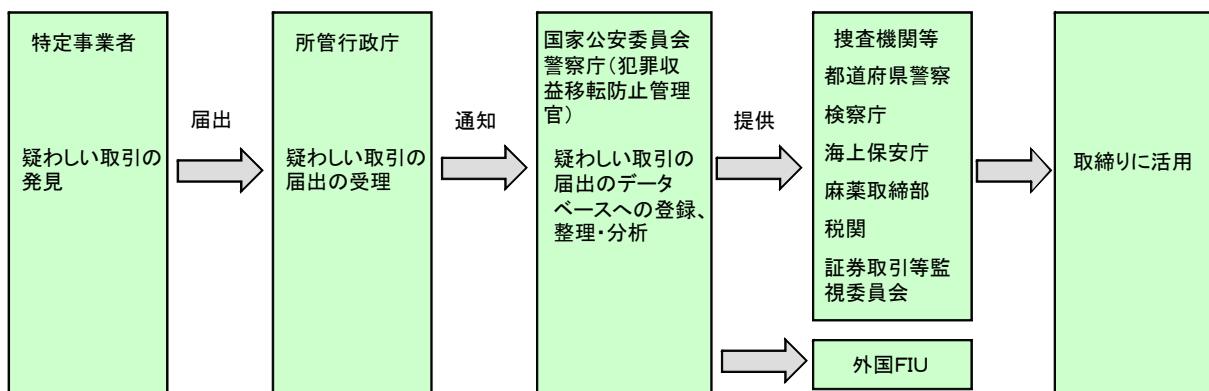
5 疑わしい取引の届出の流れ

特定事業者が届け出た情報は、それぞれの所管行政庁を経由して、国家公安委員会・警察庁（犯罪収益移転防止管理官）に集約される。犯罪収益移転防止管理官では、まず、疑わしい取引に関する情報を整理・分析して、都道府県警察、検察庁等の捜査機関等へ提供すべき疑わしい取引に関する情報を選定し、これを各機関へ提供している。

疑わしい取引に関する情報の提供を受けた捜査機関等は、当該情報を犯罪捜査等の端緒とするほか、犯罪による収益の発見や暴力団等の犯罪組織の資金源の実態解明等の組織犯罪対策へも活用している。また、疑わしい取引に関する情報のうち、外国との取引に関する情報等は、必要に応じて犯罪収益移転防止管理官から外国 FIU へも提供され、国際的な犯罪による収益の移転状況の解明に役立てられることとなる。

さらに、犯罪収益移転防止管理官においては、警察が組織犯罪対策等のために蓄積した情報を活用して疑わしい取引に関する情報の詳細な分析を行っており、その結果を関係する都道府県警察へ提供している。

図4-1 【疑わしい取引の届出から捜査機関等への提供の流れ】



6 セキュリティ対策

疑わしい取引に関する情報は、プライバシーや企業活動に関する機微な情報を含んでいることから、犯罪収益移転防止管理官は、情報の取扱要領を定めた国家公安委員会規則に基づいて、その漏えい、滅失又は毀損の防止を図るなど情報管理に万全を期している。

特に、疑わしい取引を管理するデータベースシステムには、膨大な情報が保管されることから、十分なセキュリティ対策をとる必要がある。そこで、犯罪収益移転防止管理官では、以下のような様々なセキュリティ対策を講じている。

(1) 入退室管理

犯罪収益移転防止管理官のデータベースシステムに蓄積された情報にアクセスできる端末は、出入口を生体認証による認証システムで管理された部屋に設置されている。この部屋への入退室は、必要最低限の業務関係者のみが許可されており、情報にア

セスする必要のない者が入室できないように対策がとられている。

(2) 3段階の認証

犯罪収益移転防止管理官のデータベースシステムの情報にアクセスするためには、3段階の認証が必要である。つまり、3回の異なる方法で認証を行い、初めて情報にアクセスすることができる。この認証において複数回の認証ミスが発生した場合、端末からのアクセスをできなくすることにより、許可されていない者による不正利用を防止している。

(3) 端末監視

ファイルの照会、印刷等、端末で行われた全ての操作を、監視ソフトウェアにより監視、記録している。これにより不正な操作等が発生した場合に追跡調査を可能にするとともに、内部の者による情報の不正な取扱いを抑止している。

(4) 端末の物理的対策

各端末は盗難防止のためセキュリティワイヤーにより固定されている。

(5) サーバ管理の強化

届出情報を管理するサーバは、十分なセキュリティを有するサーバ室において管理されており、関係者以外が立ち入ることができないようになっている。

(6) 端末のハードディスクドライブ情報の暗号化

データベースシステムにアクセスするための端末に搭載しているハードディスクドライブは、全体が暗号化されている。これにより、ハードディスクドライブが抜き取られて外部に持ち出されてもハードディスクドライブ内に記録されている情報や関連プログラムを不正に読み取ることができないようになっている。

(7) 回線の暗号化

サーバから情報を取得する場合の端末とサーバ間の通信は全て専用回線で暗号化されている。

第2節 平成23年中における疑わしい取引の届出状況

1 届出件数の推移

第1章で述べたとおり、疑わしい取引の届出制度は、平成4年の麻薬特例法の施行により創設されたものの、当初は届出の対象が薬物犯罪により得られた収益に限られていたこと等から、届出件数は、4年から10年までは毎年20件未満で、必ずしも十分に機能しているとは言い難い状況であったが、11年に組織的犯罪処罰法が制定され（12年2月施行）、疑わしい取引の届出の対象犯罪が薬物犯罪から重大犯罪に拡大されることになったところ、11年における届出件数は1,000件を超えた。組織的犯罪処罰法が施行された12年以降、届出件数は年々増加し、19年の犯罪収益移転防止法施行後、届出件数は急増している。23年中の届出件数は、33万7,341件で、前年に比べ4万3,036件（14.6%）増加し、19年の届出件数の約2.1倍となった（表4-1及び図4-2参照）。

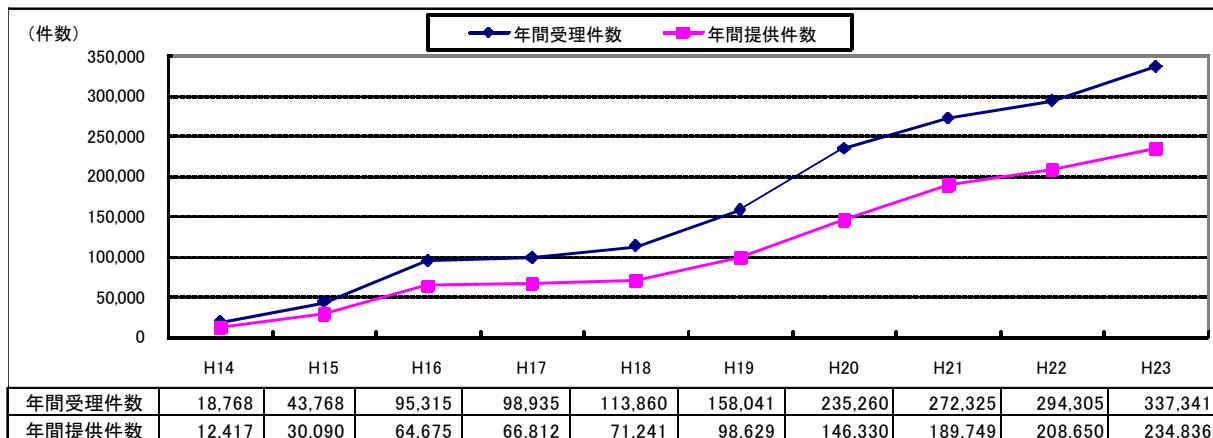
なお、23年中に、犯罪収益移転防止管理官が疑わしい取引に関する情報を抹消した件数は0件であった。

表4-1 【疑わしい取引の届出件数（平成4年～13年）】

	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
年間受理件数	12	17	6	4	5	9	13	1,059	7,242	12,372

注：平成4年の年間届出件数は、届出制度が実施された7月以降の件数である。

図4-2 【疑わしい取引の届出件数（平成14年～23年）】



注1：年間受理件数とは、平成14年1月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が受理した件数であり、19年の受理件数は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合計である。

注2：年間提供件数とは、平成14年1月から19年3月までは金融庁が警察庁へ、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年の提供件数は金融庁提供件数と国家公安委員会・警察庁提供件数の合計である。

届出件数の増加の背景には、

- 社会全体のコンプライアンス意識の向上に伴い、金融機関等が反社会的勢力や不正な資金の移動に対する監視姿勢を強化していること
- 金融機関等を対象とする研修会（第3章第5節第1項参照）において、疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）等を繰り返し周知してきた効果が出ていること

等があるものと考えられる。また、金融機関等は、ハード、ソフトの両面から様々な対策を講じている。特に、届出件数が増加した金融機関は、マネー・ローンダーリング対策担当者の増強や不正検知システムの導入によって、疑わしい取引を発見する態勢の強化を行うことで、業務内容に応じて疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析するとともに、職員に対してハンドブック等の資料を基にマネー・ローンダーリング対策に関する教育を徹底し、個々の職員の能力向上を図っている。

2 業態別の届出件数

平成23年中の疑わしい取引の届出件数を届出事業者の業態別に見ると、銀行等が31万1,298件で届出件数全体の92.3%と最も多く、次いで信用金庫・信用協同組合（1万2,453件、3.7%）、金融商品取引業者（6,758件、2.0%）の順となっている（表4-2参照）。

20年3月に犯罪収益移転防止法が全面施行されたことに伴い、新たに疑わしい取引の届出が義務付けられた事業者（ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、

宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者及び電話受付代行業者)の届出件数は、合計2,438件で、前年に比べ662件(37.3%)増加した。

表4-2 【業態別の疑わしい取引の届出件数】

区分	年		平成22年		平成23年		増減(率)	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
金融機関等	292,529	99.4%	334,903	99.3%	42,374	14.5%		
銀行等	272,215	92.5%	311,298	92.3%	39,083	14.4%		
信用金庫・信用協同組合	11,156	3.8%	12,453	3.7%	1,297	11.6%		
労働金庫	243	0.1%	248	0.1%	5	2.1%		
農林等	357	0.1%	601	0.2%	244	68.3%		
保険会社	202	0.1%	677	0.2%	475	235.1%		
金融商品取引業者	5,666	1.9%	6,758	2.0%	1,092	19.3%		
貸金業者	634	0.2%	581	0.2%	-53	-8.4%		
資金移動業者	73	0.0%	344	0.1%	271	371.2%		
商品先物取引業者	13	0.0%	5	0.0%	-8	-61.5%		
両替業者	1,970	0.7%	1,937	0.6%	-33	-1.7%		
電子債権記録機関	0	0.0%	1	0.0%	1	-		
ファイナンスリース	83	0.0%	45	0.0%	-38	-45.8%		
クレジットカード	1,617	0.5%	2,350	0.7%	733	45.3%		
宅地建物取引	21	0.0%	5	0.0%	-16	-76.2%		
宝石・貴金属商	19	0.0%	4	0.0%	-15	-78.9%		
郵便物受取サービス	36	0.0%	34	0.0%	-2	-5.6%		
電話受付代行	0	0.0%	0	0.0%	0	-		
合計	294,305	100.0%	337,341	100.0%	43,036	14.6%		

3 届出方法別の届出件数

疑わしい取引の届出を届出方法別に見ると、オンラインによる電子政府の窓口(e-Gov)を利用した電子申請による届出と電子申請による届出以外の届出(文書等を所管行政庁に郵送する方法等)の状況は、表4-3のとおりである。

表4-3 【届出方法別の届出件数】

届出方法	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
電子申請	111,921	47.6%	156,291	57.4%	172,394	58.6%	184,774	54.8%
電子申請以外	123,339	52.4%	116,034	42.6%	121,911	41.4%	152,567	45.2%
合計	235,260	100%	272,325	100%	294,305	100%	337,341	100%

平成23年中の電子申請による届出率は54.8%で、前年比3.8ポイント減少した。犯罪収益移転防止管理官では、今後も、届出者の負担軽減を図るため、特定事業者を対象とした研修会等において、電子申請による届出の広報に努めていくこととしている。

第3節 平成23年における届出情報の活用状況

第1項 捜査機関等への提供状況

犯罪収益移転防止管理官においては、特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報を保管し、そのうち、マネー・ローンダリング事犯又は前提犯罪に係る刑事事件の捜査等に資すると判断されるものを、都道府県警察、検察庁、麻薬取締部及び海上保安庁の各捜査機関並びに税関及び証券取引等監視委員会に提供している。

疑わしい取引の届出の捜査機関等に対する提供件数は、平成19年の犯罪収益移転防止法の施行以降、毎年増加しており、23年中は23万4,836件で、前年に比べ、2万6,186件 (+12.6%) 増加し、19年の提供件数の約2.4倍となった（図4-2参照）。

なお、捜査機関等から疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付請求はなかった。

23年の年間受理件数に占める提供件数の割合は69.6%で、前年に比べ、1.3ポイント減少した。

こうして提供される情報は、捜査機関等において、マネー・ローンダリング事犯や前提犯罪の捜査、犯罪による収益の剥奪を含む組織犯罪対策に活用されている。

第2項 活用状況

疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件（以下「端緒事件」という。）の数は、平成19年の犯罪収益移転防止法の施行以降、毎年増加しており、23年中は570件で、前年に比べ、180件（46.2%）増加し、19年の検挙件数の約5.8倍となった。

罪種別の端緒事件数は、表4-4のとおりである。

表4-4 【罪種別の端緒事件数】

端緒事件の罪種	年	年				
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
詐欺	詐欺	81	132	265	258	360
偽造有価証券行使及び詐欺		0	0	0	0	3
不正作出支払用カード電磁的記録供用及び詐欺		0	0	0	0	1
犯罪収益移転防止法違反		6	15	48	76	145
覚せい剤取締法違反		0	0	0	16	17
覚せい剤取締法及び大麻取締法違反		0	0	0	0	1
入管法違反		1	3	4	5	6
貸金業法及び出資法違反		0	6	5	2	5
貸金業法違反		2	3	1	2	3
出資法違反		1	3	3	5	2
労働者派遣法違反		0	0	0	1	4
電磁的公正証書原本不実記録及び同供用		2	2	0	3	3
銀行法違反		1	3	1	2	3
恐喝		0	1	2	2	2
問い合わせ文書頒布等		0	0	0	0	2
薬事法違反		0	0	0	0	2
金商法違反		2	1	2	0	1
盗品等譲受		1	0	0	2	1
商標法違反		0	1	0	2	1
有印私文書偽造及び同行使		0	0	1	1	1
壳春防 止 法違反		0	0	0	2	1
廃棄物処理法違反		0	0	0	1	1
偽造通貨行使		0	0	0	0	1
建造物侵入		0	0	0	0	1
外為法及び関税法違反		0	0	0	0	1
関税法違反		0	0	0	0	1
地方税法違反		0	0	0	0	1
その他		2	5	5	10	0
合計		99	175	337	390	570

注1：法律の正式な名称は以下のとおり。

- ・入管法は、「出入国管理及び難民認定法」

- ・ 出資法は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」
 - ・ 金商法は、「金融商品取引法」
 - ・ 廃棄物処理法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
 - ・ 労働者派遣法は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」
 - ・ 外為法は、「外国為替及び外国貿易法」
- 2 : 犯罪収益移転防止法違反には、金融機関等本人確認法違反を含み、金商法違反には、証券取引法違反を含む。
- これを類型別にみると、以下のとおりである。
- 詐欺関連事件（詐欺、犯罪収益移転防止法、金商法違反）は計506件と全体の88.8%を占めて最も多くなっている。そのうち、預貯金通帳等の詐欺又は譲受・譲渡事件の検挙件数が最も多く、全体の84.6%を占めている。その他、インターネットオークションを利用した詐欺事件、暴力団員による保険金詐欺事件、未公開株等の購入を名目とした詐欺事件等を検挙している。
 - 薬物関連事件（覚せい剤取締法、大麻取締法、薬事法違反）は計20件であり、覚せい剤の所持、密売等に係る事件や無許可で医薬品等を販売した薬事法違反事件を検挙している。
 - ヤミ金融関連事件（貸金業法、出資法違反）は10件であり、無登録営業及び高金利貸付による貸金業法・出資法違反事件を検挙している。
 - 偽造関連事件（偽造有価証券行使・詐欺、不正作出支払用カード電磁的記録共用・詐欺、電磁的公正証書原本不実記録・同供用、有印私文書偽造・同行使、偽造通貨行使、地方税法違反）は計10件であり、トラベラーズチェックの偽造事件、軽油の密造事件等を検挙している。
 - 不法残留関連事件（入管法違反）は計6件であり、在留期間が経過した来日外国人を入管法違反事件で検挙している。
 - 労派法関連事件（労働者派遣法違反）は4件であり、派遣が禁止されている建設業務に従事させた労派法違反事件を検挙している。
 - 地下銀行関連事件（銀行法違反）は計3件であり、いずれも来日外国人が無許可で海外送金業務を行った銀行法違反事件で検挙している。
 - 売春・わいせつ関連事件（売春防止法違反・わいせつ文書頒布等）は計3件であり、ソープランドにおける売春防止法違反事件、わいせつDVDの販売事件等を検挙している。
 - 恐喝関連事件（恐喝）は計2件であり、暴力団によるみかじめ料名目等の恐喝事件を検挙している。
 - 窃盗関連事件（盗品等譲受け、建造物侵入）は計2件であり、盗品を買い取っていた業者等を検挙している。
 - 不正輸出関連事件（外為法、関税法違反）は計2件であり、海外へ貨物を無承認で輸出した外為法及び関税法違反事件等を検挙している。
 - 知的所有権侵害関連事件（商標法違反）は1件であり、通信販売業者が偽ブランド品を販売していた商標法違反事件を検挙している。
 - 不法投棄関連事件（廃棄物処理法違反）は1件であり、廃棄物を不法に埋めた廃棄物処理法違反事件を検挙している。

23年中に、端緒事件からマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数は17件であり、これを端緒事件の罪種別にみると、詐欺、貸金業法違反及び出資法違反が全体の82.4%を占めた（表4-5参照）。

表4-5【端緒事件からマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数】

端緒事件の罪種	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
詐 欺		6	2	4	8	9
貸 金 業 法 ・ 出 資 法		1	6	3	0	3
貸 金 業 法		0	0	1	2	1
出 資 法		0	0	0	2	1
商 標 法		0	1	1	0	1
売 防 法		0	0	0	1	1
わいせつ文書頒布等		0	0	0	0	1
そ の 他		2	0	0	4	0
合 計		9	9	9	17	17

端緒事件の捜査以外の場合においても、疑わしい取引に関する情報は、別の端緒で開始された事件の捜査における裏付け、余罪捜査、犯罪による収益の移転先の発見等に活用されるとともに、暴力団の資金源、暴力団が保有する資金の運用状況等都道府県警察が組織犯罪対策を推進する上で重要な情報として活用されている。

都道府県警察の捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数は、19年の犯罪収益移転防止法の施行以降、毎年増加しており、23年中は10万5,777件で、前年に比べ1万7,717件（20.1%）増加し、19年の活用件数の約4.4倍となった（表4-6参照）。

表4-6【疑わしい取引に関する情報の活用件数】

区分	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
端緒事件の捜査における活用件数		907	668	1,261	1,642	2,674
端緒事件の捜査以外における活用件数		23,079	44,199	68,680	86,418	103,103
合 計		23,986	44,867	69,941	88,060	105,777

注1：端緒事件の捜査における活用件数には、端緒事件を検挙した際に活用した疑わしい取引に関する情報の件数を計上している。

2：疑わしい取引に関する情報を端緒として捜査を開始したが依然として検挙に至っていない場合には、当該疑わしい取引に関する情報は、端緒事件の捜査以外において活用されたものとして計上している。

また、犯罪収益移転防止管理官においては、

- 過去に届け出られた、同一顧客に係る疑わしい取引に関する情報
- 警察が組織犯罪対策のために蓄積した情報
- 公刊情報

等を活用して当該顧客に係る疑わしい取引に関する情報を総合的に分析し、暴力団等の反社会的勢力の関係する資金の動きの把握に努めている。これまでの分析で、暴力団等の反社会的勢力が、暴力団関係企業、投資事業組合等を利用しつつ、様々な形で資金を運用している状況や海外との間で多額の資金をやりとりしている状況等が判明している。

このような反社会的勢力が運用している資金には、犯罪による収益を原資とするものも多く含まれているものとみられるが、様々な資金操作を経てその出所が明確ではなくなくなっていたり、さらに様々な方法で繰り返し運用されることにより、個別の前提犯罪との関連性が希薄になっている場合が多い。また、近年における検挙事例等をみると、反社会的勢力は、暴力団関係企業等を隠れ蓑として、表面上は暴力団との関係を隠した通常の取引を装いつつ、様々な情報や専門知識等を有する者の協力を得ながら資金を運用しており、これが暴力団等反社会的勢力の資金獲得活動を不透明化する主な要因の一つとなっている。

このようなことから、これら不透明化する資金獲得活動の実態を把握するため、分析結果を活用し、各捜査機関、税関、証券取引等監視委員会、外国 FIU 等の関係当局と緊密に連携しつつ、反社会的勢力の資金の動きを継続的に監視することにより、資金獲得活動の実態を解明するとともに、その資金獲得活動の過程において行われる各種違法行為の取締りを強化することが重要である。

第5章 國際的な連携の推進

経済・金融サービスのグローバル化が進んでいる現代においては、瞬時に国境を越えて資金を移動させることができ、犯罪組織やテロ組織等が、犯罪による収益の他国への移転、第三国を経由させてのテロ資金の供与等により、取締当局の追及を免れようと試みる事例は少なくない。

また、マネー・ローンダリング対策やテロ資金対策が不十分な又はそれらの対策に非協力的な国・地域は、犯罪組織等によって、マネー・ローンダリングやテロ資金供与のための抜け道として悪用されることとなる。

このような状況の下で、国境を越えて行われる犯罪による収益の移転状況を的確に追跡して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見し、また、犯罪組織等が国際的な金融システムを利用してマネー・ローンダリングやテロ資金供与を試みることを防止するためには、各国の関係諸機関の緊密な連携・協力が不可欠であるほか、各國が足並みをそろえて、最新のマネー・ローンダリングやテロ資金供与の手口等を踏まえた必要かつ十分な対策を実践することが重要である。

そのため、今日では、FATF を始めとする様々な国際機関において、国際的なマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策が講じられている。

我が国の FIU は、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策を責務とする機関の一つとして、金融庁に特定金融情報室（JAFIO: Japan Financial Intelligence Office）として設置されて以降、FATF 等の国際機関の活動に積極的に参画している。

平成19年4月に我が国の FIU として警察庁に新たに設置された犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）においても、金融庁特定金融情報室による参画状況を踏襲することはもとより、国際機関における意思決定、汎世界的で効果的なマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の実現等に対し、より積極的に参画していくことが必要である。

なお、本章は国際連携の推進に係る記述であることから、犯罪収益移転防止管理官を国際的な通称である JAFIC として表記する。

第1節 國際機関の活動

第1項 FATF

1 FATF とは

FATF は、マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するため、1989年（平成元年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合であり、2001年（13年）9月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的な役割を果たしている。

FATF への参加国・地域及び国際機関は、2011年（23年）12月末現在、我が国を含む34の国・地域及び2国際機関である。

2 FATF の活動内容

(1) FATF の主な活動内容について

FATF の主な活動内容は以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）
- ③ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の推奨
- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

(2) FATF勧告について

ア 「40の勧告」(FATF 40 Recommendations)

FATFは、1990年（平成2年）、マネー・ローンダリング対策のために各国が法執行、刑事法制及び金融規制の各分野でとるべき措置を「40の勧告」としてまとめ、提言した。

その後、FATFは、1996年（8年）、疑わしい取引の届出制度の義務づけ等を含む改訂を行い、さらに、その後の世界的なマネー・ローンダリングの方法・技術の巧妙化・複雑化を踏まえ、その対策を向上させるため、2001年（13年）から、各国の民間部門等の協力も得つつ、新たな見直し作業を開始し、2003年（15年）6月には、再改訂された「40の勧告」を発出した。

再改訂に際して、「40の勧告」に新たに盛り込まれた主な点は以下のとおりである。

- マネー・ローンダリングの罪として処罰すべき範囲の拡大及び明確化
- 本人確認等顧客管理の徹底
- 法人形態を利用したマネー・ローンダリングへの対応
- 特定の非金融業者（不動産業者、宝石商・貴金属商等）及び職業専門家（法律家、会計士等）へのFATF勧告の適用
- FIU、監督当局、法執行当局等、マネー・ローンダリングに携わる政府諸機関の国内及び国際的な協調

イ 「9の特別勧告」(FATF 9 Special Recommendations)

FATFは、2001年（平成13年）9月の米国同時多発テロ事件発生後の同年10月、テロ資金対策に関する特別会合を開催し、テロ資金供与に関する「8の特別勧告」を策定・公表した。この「8の特別勧告」については、2004年（16年）10月、「キャッシュ・クーリエ（現金運搬人）」に関する9つ目の特別勧告が追加され、「9の特別勧告」となった。

「9の特別勧告」の主な内容は以下のとおりである。

- テロ資金供与行為を犯罪とすること
- テロリズムに関する疑わしい取引の届出の義務づけ
- 電信送金に対する正確かつ有用な送金人情報の付記

ウ FATF勧告の改定

「40の勧告」及び「9の特別勧告」については、第4次相互審査に向けて更なる改定作業が行われている。

(3) 相互審査について

FATFは、各参加国・地域に対し、順次、その他の参加国により構成される審査団を派遣して、審査対象国におけるマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の法

制、監督・取締体制、マネー・ローンダリング事犯の検挙状況等の様々な観点から、FATF 勘告の遵守状況について相互に審査している。

我が国に対する相互審査は、過去、1994年（平成6年）、1998年（10年）及び2008年（20年）の3度にわたり実施された（第3次対日相互審査については、後述第2節第3項参照）。

3 JAFIC の FATF への参画状況等

我が国は、1989年（平成元年）の FATF の設立当初からの参加国であり、JAFIC の前身である金融庁内に設置された JAFIO が、年3回の全体会合、マネー・ローンダリングの手口分析等を行うタイポロジー作業部会等に参加してきたほか、1998年（10年）7月から1999年（11年）

6月までの間には、議長国を務めるなど、FATF の活動に積極的に貢献してきた。FIU が JAFIO から JAFIC に移管された後も、JAFIC は、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策のための新たな枠組み作りに向けた議論等に積極的に参加しており、毎年開催される全体会合及び作業部会にも職員を派遣している。



【FATF 全体会合】

第2項 APG

1 APG とは

APG (Asia/Pacific Group on Money Laundering : アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ) は、アジア・太平洋地域の FATF 非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するため、1997年（平成9年）2月、タイで開催された FATF 第4回アジア・太平洋マネー・ローンダリング・シンポジウムにおいて設置が決定された国際協力の枠組みである。

2011年（23年）12月末現在、APG には、我が国を含む41の国・地域が参加している。

2 APG の活動内容

APG の主な活動内容は以下のとおりである。

- ① アジア・太平洋地域における FATF 勘告の実施の推奨・促進
- ② 域内諸国・地域におけるマネー・ローンダリング防止、テロ資金供与防止に関する法律の制定の促進
- ③ APG 参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の実施状況の相互審査
- ④ 域内におけるマネー・ローンダリングの手口、傾向等についての情報交換、分析等

3 JAFIC の APG への参画状況等

我が国は、APG 設置当初からの参加国であり、1998年（平成10年）3月の第1回年次会合及び1999年（11年）3月の第2回タイポロジー会合が東京で開催されたほか、2004年（16年）7月から2006年（18年）6月までの間には、オーストラリアとともに共同議長国を務めるなど、FATF 同様、APG の活動にも積極的に貢献してきた。

この取組は、FIU 機能が JAFIO から移管された後も変更はなく、JAFIC は、設置以降、年次会合及びタイポロジー会合に職員を派遣し、各国 FIU における情報分析の手

法、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論に参加している。

第3項 エグモント・グループ

1 エグモント・グループとは

エグモント・グループ（Egmont Group）は、1995年（平成7年）4月、マネー・ローンダリング対策に取り組んでいる各国 FIU 間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として、欧州主要国及び米国の FIU を中心的なメンバーとして発足した国際フォーラムであり、エグモント・グループという名称は、発足時の会合の開催地（ベルギーのエグモント宮殿）に由来する。

エグモント・グループは、当初、非公式なフォーラムとして発足したもの、2007年（19年）5月に開催されたバミューダ年次会合において、エグモント・グループ憲章が採択されたほか、カナダに常設の事務局が設置されるなど、現在は公式機関として国際的に認められている。

エグモント・グループには、2011年（23年）12月末現在、127の国・地域の FIU が加盟している。

2 エグモント・グループの主要会合

エグモント・グループにおいては、各国 FIU の代表が一同に会する年次会合のほかに、以下のような作業部会があり、年2回程度の会合が開催されている。

- ① 新規加盟を申請している FIU の加盟審査、加盟 FIU 間の諸問題に関して法的な検討等を行う法制作業部会
- ② 未加盟 FIU の加盟促進を担当するアウトリーチ作業部会
- ③ FIU 職員のトレーニング手法の検討及びトレーニングセミナーの開催を担当する訓練作業部会
- ④ 事例研究・分析手法の研究等を行うオペレーション作業部会
- ⑤ 加盟 FIU の IT システムに関する助言、分析支援ソフトウェアの研究等を行う IT 作業部会

3 JAFIC のエグモント・グループへの参画状況等

我が国は、2000年（平成12年）2月、金融監督庁（後の金融庁）に JAFIO が設置されたことを踏まえて、エグモント・グループへの加盟申請を行い、同年5月にパナマで開催された第8回年次会合において加盟が承認された。

その後、JAFIO は、年次会合及び各作業部会の会合に職員を派遣して、上記エグモント・グループ憲章の起草作業に参加し、また、ミャンマー FIU（エグモント・グループ未加盟）の加盟手続におけるスポンサー FIU となることを受託するなど、エグモント・グループの活動に積極的に参画してきた。

2007年（19年）4月、JAFIO に代わって JAFIC が発足し、新たに我が国の FIU としての機能を担うこととなったことに伴い、改めて、エグモント・グループへの加盟申請を行い、同年5月にバミューダで開催された第15回年次会合において、日本の新たな



【エグモント・グループ年次会合（アルメニア）】

FIU として加盟を承認された。

JAFIC は、エグモント・グループへの加盟以降、年次会合及び作業部会にそれぞれ職員を派遣して、FIU 間の情報交換に関する行動規範等に関する議論に参加している。

また、JAFIC は、JAFIO から引き継いでミャンマー FIU の加盟手続におけるスポンサー FIU となっているほか、2011年（23年）には、エグモント・グループからの要請を受け、パキスタン FIU のスポンサー FIU となることを受託した。

第2節 平成23年中における国際連携の推進状況

第1項 國際機関の活動への参画状況

JAFIC は、表5-1のとおり、それぞれ職員を派遣して、国際機関の活動に積極的に参画した。

表5-1 【平成23年中における国際機関の活動への参画状況】

	日程	会合名	開催場所
FATF	2月	全体会合	パリ（フランス）
	3月末～4月初	作業部会	ケープタウン（南アフリカ）
	5月	作業部会	パリ（フランス）
	6月	全体会合	メキシコシティ（メキシコ）
	9月	作業部会	ローマ（イタリア）
	10月	全体会合	パリ（フランス）
APG	12月	作業部会	釜山（韓国）
	7月	年次会合	コーチン（インド）
エグモント・グループ	12月	タイボロジー会合	釜山（韓国）
	3月	作業部会	オラニエスタッド（アルバニア）
	7月	年次会合	エレバン（アルメニア）

第2項 外国FIUとの情報交換

1 情報交換枠組みの設定状況等

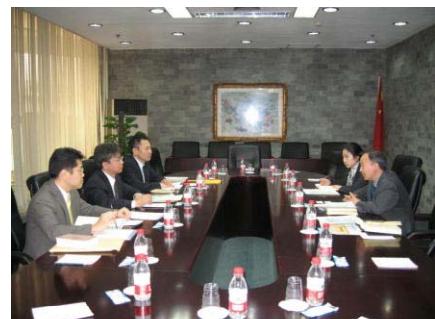
国境を越えて行われる犯罪収益やテロ資金の移転状況を的確に追跡して、マネー・ローダリングやテロ資金供与を発見するためには、外国 FIU との間で、それぞれが保有する疑わしい取引に関する情報を積極的に交換することが必要である。

他方、犯罪収益移転防止法第12条は、JAFIC から外国 FIU に対する疑わしい取引に関する情報の提供にあたっては、外国における当該情報の使用制限等について定めた枠組みを設定することを求めている。

これを受け、JAFIC は、外国 FIU との間で、提供情報の使用制限等について定めた文書を取り交わすことで所要の枠組みを設定しており、この文書のことを MOU (Memorandum of Understanding) と呼んでいる。

JAFIC は、より多くの国・地域の FIU との間で、積極的な情報交換を可能とするために、外国 FIU との間で MOU を締結するための交渉に取り組んでいる。

JAFIC は、2007年（平成19年）4月の設置以降、2010年（22年）末までに、26の国・地域の FIU との間で情報交換枠組みを設定しており、2011年（23年）にも、新たに8つ



【中国 FIU とのMOU締結に向けた交渉】

の FIU（表5-2参照）との間でこれを設定した。

表5-2 【FIU間の情報交換枠組み（MOU）を設定済みの34の国・地域】

設定年	設定国
2007年(H19年)	香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、米国、シンガポール、カナダ、インドネシア、英国、ブラジル、フィリピン
2008年(H20年)	スイス、イタリア、ポルトガル、韓国、ルーマニア
2009年(H21年)	パラグアイ、フランス、カタール
2010年(H22年)	トルコ、メキシコ、ルクセンブルク、チリ、フィンランド、インド
2011年(H23年)	ナイジェリア、中国、カンボジア、マカオ、キプロス、アルゼンチン、スペイン、サンマリノ

2 外国 FIU との情報交換の状況等

JAFIC は、外国 FIU との間で、積極的かつ迅速な情報交換を行っている。

JAFIC は、疑わしい取引に関する情報の分析体制を強化しており、これに伴って、外国 FIU に対する情報提供要請も増加している。2011年（23年）は、疑わしい取引に関する情報の分析の結果浮かび上がった不自然・不合理な海外向けの送金又は海外からの送金について、関連する外国 FIU に対して海外向け送金後の資金フロー、海外からの送金の原資等に関する情報提供要請を136件行った。

【表5-3 JAFICと外国FIU間の情報提供要請件数】

区分	年	2007年 (H19年)	2008年 (H20年)	2009年 (H21年)	2010年 (H22年)	2011年 (H23年)
外国 FIU から JAFIC に対する情報提供要請件数 (外国 → 日本)		33	60	47	54	63
JAFIC から外国 FIU に対する情報提供要請件数 (日本 → 外国)		16	30	51	78	136

注：2007年（平成19年）は、4月1日以降の件数

これら情報提供要請のほか、各国 FIU 間では、他国のマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策上有益と認められる情報について、自発的な情報提供を行っている。

2011年(23年)中に、JAFIC が外国 FIU との間で情報交換を実施した件数は、合計226件で、前年に比べ74件（48.7%）増加し、2007年（19年）の犯罪収益移転防止法施行以降最多の件数となった（表5-4参照）。

【表5-4 JAFICと外国FIU間の犯罪による収益に関する情報の交換件数】

区分	年	2007年 (H19年)	2008年 (H20年)	2009年 (H21年)	2010年 (H22年)	2011年 (H23年)
外国 FIU からの情報提供（外国→日本）		22	63	70	89	146
JAFICからの要請に基づく提供件数		12	21	52	66	128
自発的な提供件数		10	42	18	23	18
外国 FIUに対する情報提供（日本→外国）		33	61	50	63	80
外国 FIUからの要請に基づく提供件数		33	58	44	56	64
自発的な提供件数		0	3	6	7	16
合計		55	124	120	152	226

注1：犯罪による収益に関する情報は、疑わしい取引に関する情報のほか、公刊情報等の関連情報を含む。

2:2007年(平成19年)は、4月1日以降の件数。

このような情報交換をより円滑に行うため、JAFICは、外国 FIU における情報分析技術の習得、外国捜査機関における資金情報の活用状況の調査等の諸活動を積極的に実施するとともに、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策上、特に緊密な連携が必要と認められる国・地域、未だ情報交換枠組みが未設定の国・地域の FIU を訪問するなど、今後の情報交換の活性化に向けた実質的な協議等を実施している。

3 外国FIUとの協議等の状況

2011年（平成23年）における外国 FIU との協議等の状況は以下のとおり。

- 3月 中国 FIU との協議（北京）
- 4月 米国 FIU との情報交換（ワシントン）
- 6月 マレーシア FIU との情報交換（クアラルンプール）
- インドネシア FIU との情報交換（ジャカルタ）
- 香港 FIU との情報交換（香港）
- 9月 イタリア FIU との情報交換（ローマ）
- 米国 FIU との情報交換（東京）
- カナダ FIU との情報交換（オタワ）
- コロンビア FIU との協議（ボゴタ）
- 10月 ペルー FIU との協議（リマ）
- 11月 韓国 FIU との情報交換（ソウル）
- ニュージーランド FIU との協議（ウェリントン）

注：() 内は開催地



【カナダ FIU との情報交換】



【ニュージーランド FIU との協議】

第3項 FATF 対日相互審査

1 第3次FATF 対日相互審査の実施

我が国は過去3回、FATFによる相互審査を受けており、最近では2007年（平成19年）後半から2008年（20年）後半までの間に、第3次の対日相互審査を受け、JAFICは関係省庁とともにこれに対応した。この相互審査は、大きく分けて①FATFの質問票への回答、②日本の現状を審査団が直接確認する現地調査、③全体会合での審議の3つの手続により構成される。我が国は、2008年1月、質問票への回答を提出し、同年3月には、東京及び大阪において現地調査を受けた。同年10月、ブラジルで開催された全体会合において、第3次対日相互審査の最終評価が採択された。審査結果は公表されることとなっており、我が国の審査結果もFATFのウェブサイト（<http://www.fatf-gafi.org/>）及び財務省のウェブサイト（http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/fatfhoudou_201030.htm）上で公表されている。

2 相互審査結果の概要

評価はC（履行）、LC（概ね履行）、PC（一部履行）、NC（不履行）の4段階あり、49あるFATF勧告それぞれについて評価が付される。我が国の結果は表5-5のとおりであり、Cが4個、LCが19個、PCが15個、NCが10個であった（なお、我が国には適用外（N/A）の勧告が1つある。）。

FIUに関する勧告（勧告26）については、FIU機能が金融庁から国家公安委員会・警察庁に移管されたことについて積極的に評価できるとされた一方で、更なる人的体制等の強化が必要であるとの指摘を受けた。（評価：LC）

また、金融機関における顧客管理措置に関する勧告（勧告5）については、真の受益者、取引目的の確認や継続的な顧客管理等の措置を法令等で直接規定すべきである、写真のない身分証明書による本人確認の場合に追加的な確認方法の導入を検討すべきであるなどの指摘を受けた。（評価：NC）

3 相互審査結果のフォローアップ

（1）フォローアップの手続

FATFで定められた手続上、被審査国は、重要勧告（勧告1、5、10及び13並びに特別勧告II及びIV）の評価が1つでもPC又はNCであった場合、フォローアップの対象となり、その改善状況及び統計全般を定期的に全体会合の場で報告しなければならない。

そして、重要勧告を含めた16の勧告（重要勧告のほか、勧告3、4、23、26、35、36及び40並びに特別勧告I、III及びV）がC又はLCの評価を受ける程度にまで改善されたと承認された場合には、フォローアップの対象から外れることとされており、各FATF加盟国は、相互審査の最終評価決定後から3年以内にフォローアップの対象から外れるように改善措置をとることが望ましいとされている。

（2）改善状況の報告

我が国は、勧告5がNC、特別勧告IIがPCであることから、フォローアップの対象となっており、相互審査以降、「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」等を開催するなどして、相互審査における指摘事項の改善に向けて精力的に取り組んでいるところである。

特に、NCの評価を受けた顧客管理については、犯罪による収益の移転防止に関する

法律の一部を改正する法律が、2011年（平成23年）4月28日に公布され、これにより、取引目的や実質的支配者の確認等が義務化されたことにより、相互審査での指摘事項に對して相当程度の改善が図られた。2011年（23年）10月にパリで開催された全体会合においては、これらの事項を中心に、2010年（22年）10月に續いて2回目となる改善状況の報告を行ったところであるが、同法を施行するための政令等の整備状況や、顧客管理以外の部分の進捗状況について、引き続き、2012年6月に3回目の報告を行う予定である。

【表 5-5 第3次 FATF 対日相互審査結果】

勧告	勧告の概要	評価	勧告	勧告の概要	評価
	40 の勧告		25	ガイドライン及びフィードバック	LC
1	資金洗浄罪	LC	26	FIU	LC
2	資金洗浄罪－認識及び法人への刑罰	LC	27	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	LC
3	没収・凍結措置	LC	28	関係当局の権限	C
4	勧告に整合的な守秘義務	C	29	監督当局	LC
5	金融機関における顧客管理	NC	30	資源、資質、訓練	LC
6	外国における重要な公的地位を有する者との取引	NC	31	国内関係当局間の協力	LC
			32	統計	LC
7	コルレス銀行（国際決済のために為替業務代行の契約を結んだ銀行）の業務	NC	33	法人－受益所有権者	NC
8	新技術の悪用及び非対面取引	PC	34	法的取極（信託）－受益所有権者	NC
9	顧客管理措置の第三者依存	N/A	35	条約	PC
10	本人確認・取引記録の保存義務	LC	36	法律上の相互援助	PC
11	通常でない取引への注意義務	PC	37	双罰性	PC
12	DNFBP（指定非金融業者及び職業専門家）における顧客管理	NC	38	外国からの要請による資産凍結等	LC
13	金融機関における疑わしい取引の届出（STR）	LC	39	犯人引渡	PC
14	届出者の保護義務	LC	40	国際協力（外国当局との情報交換）	LC
15	内部管理規定の整備義務	NC	9 の特別勧告		
16	DNFBP による STR	PC	I	国連諸文書の批准	PC
17	義務の不履行に対する制裁措置	LC	II	テロ資金供与の犯罪化	PC
18	シェルバンク（実態のない銀行）の禁止	PC	III	テロリストの資産の凍結・没収	PC
19	他の報告様式	C	IV	テロに関する STR	LC
20	他の職業専門家及び安全な取引技術	C	V	テロ対策に関する国際協力	PC
21	高リスク国への特段の注意	NC	VI	代替的送金システム	PC
22	海外支店・現法への勧告の適用	NC	VII	電信送金のルール	LC
23	金融機関に対する監督義務	LC	VIII	非営利団体（NPO）	PC
24	DNFBP に対する監督義務	PC	IX	国境における申告及び開示（キヤッショ・クーリエ）	NC

第6章 平成23年におけるマネー・ローンダリング関連事犯の動向

マネー・ローンダリングを防止する上で効果的な対策を講ずるためには、その規模や手口を把握することが必要となる。そこで、本章第1節では、マネー・ローンダリングを行うためのツールとされている預貯金通帳の不正売買等に関する検挙状況、第2節では、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例からみた現状を解説する。

我が国でマネー・ローンダリングが犯罪とされているのは、第2章で解説したとおり、組織的犯罪処罰法に定める法人等経営支配（9条）、犯罪収益等隠匿（10条）及び犯罪収益等收受（11条）並びに麻薬特例法に定める薬物犯罪収益等隠匿（6条）及び薬物犯罪収益等收受（7条）である。これは犯罪による収益を移転する行為の全てを捉えるものではないが、資金追跡が困難な場所への送金や他人名義口座への入金等、マネー・ローンダリングの典型とされる行為が含まれるものとなっている。

マネー・ローンダリングがどの程度犯罪として検挙されているかをみると、我が国のマネー・ローンダリング対策の成果を知る一つの手掛かりともなる。また、こうした犯罪検挙の結果として、犯罪者の手元にあった犯罪による収益がどの程度剥奪されているかをみることも、同様にマネー・ローンダリング対策の成果を知る重要な手掛かりとなる。そこで、本章第3節及び第4節では、犯罪による収益の剥奪に関する状況について解説する。

第1節 犯罪収益移転防止法違反（預貯金通帳等の不正譲渡等）の検挙状況

第2節で述べるとおり、多くのマネー・ローンダリング事犯において、他人名義の預貯金通帳等が悪用されている。犯罪収益移転防止法第26条では、預貯金通帳等の売買等に対する罰則が規定されており、警察では、これらの行為の取締りを強化している。平成23年における同条違反の検挙件数は、1,261件で、前年に比べ、496件（64.8%）増加し、19年の犯罪収益移転防止法の施行以降、最多の件数となった（表6-1参照）。

表6-1 【預貯金通帳等の不正譲渡等に係る罰則の適用状況】

区分	年別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
預貯金通帳等の譲渡等（業）		23	56	68	30	18
預貯金通帳等の譲渡等（非業）		219	474	851	727	1,221
勧誘・誘因		0	9	25	8	22
合計		242	539	944	765	1,261

注：平成20年3月1日より前にした行為については、金融機関等本人確認法の適用

第2節 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況等

第1項 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況等

1 検挙状況

平成23年における組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、法人等経営支配罪1件（前年比±0件）、犯罪収益等（注）隠匿罪150件（前年比+11件）、犯罪収益等收受罪92件（前年比+27件）の合計243件で、前年に比べ38件（18.5%）増加し、12年の同法施行以降、最多の検挙件数となった（表6-2参照）。

23年7月14日、情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、前提犯罪を掲げる組織的犯罪処罰法の別表が大幅に改正され、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下「風営適正化法」という。）第49条第1号（無許可営業）の罪、銀行法第61条第1号（無免許営業）の罪等が新たに前提犯罪とされた。23年末までに、無許可風俗営業の罪に係る犯罪収益等隠匿罪及び収受罪をそれぞれ1件検挙している。

（注）犯罪収益等とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産が混和した財産をいう。

表6-2 【組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分	年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
法人等経営支配（9条）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
犯罪収益等隠匿（10条）		19 (9)	45 (25)	50 (29)	65 (21)	91 (18)	137 (35)	134 (41)	172 (49)	139 (46)	150 (43)
犯罪収益等収受（11条）		9 (7)	11 (10)	15 (11)	42 (27)	42 (35)	40 (25)	38 (21)	54 (21)	65 (41)	92 (38)
合計		28 (16)	56 (35)	65 (40)	107 (48)	134 (53)	177 (60)	173 (60)	226 (63)	205 (90)	243 (81)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯を事件態様別に見ると、振り込め詐欺等の詐欺が49件と最も多く、続いて、盗品等有償譲受けが40件、出資法・貸金業法違反等であるヤミ金融事犯が39件、窃盗が37件、わいせつDVD等のわいせつ物頒布等が20件と続いている。（なお、麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯検挙件数については、本節第2項参照）。

2 検挙事例からみるマネー・ローンダリングの手口

（1）犯罪収益等の隠匿方法の例

平成23年は、アダルトサイト利用料金が未納であると相手を騙し、金銭を他人名義口座に入金させていた事件（事例1）、ヤミ金融における顧客からの返済金を、複数の他人名義口座に入金させていた事件（事例2）、会社が破産する前に支払われていた火災保険金を、社長の義兄名義の口座を介して、複数の親族等名義口座に入金していた事件（事例3）、空き巣で盗んだ腕時計を、他人になりすまし質店で換金していた事件（事例4）、無許可営業の風俗店において、客からの代金を他人名義口座に入金させていた事件（事例5）等がみられ、様々な方法によって、捜査機関等からの追及を回避しようとしている状況がうかがえる。

特に、振り込め詐欺、ヤミ金融事犯、わいせつDVD販売事犯等における隠匿の態様は、被害者等から他人名義口座へ振込入金させる形態のものが多く、この様な非対面型の犯罪では他人名義口座がマネー・ローンダリングの主要なインフラとなっている。

【事例1】（アダルトサイト利用料金取立名下の架空請求詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿）

会社員の男らは、アダルトサイト運営会社から委託を受けた業者を装い、サイト利

用に係る架空の未納料金を請求して相手を騙し、これを信じた多数の被害者から、他人名義の口座に合計約1,800万円を振り込ませることにより騙し取っていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。 （2月 山形）

【事例2】（ヤミ金融事件に係る犯罪収益等隠匿）

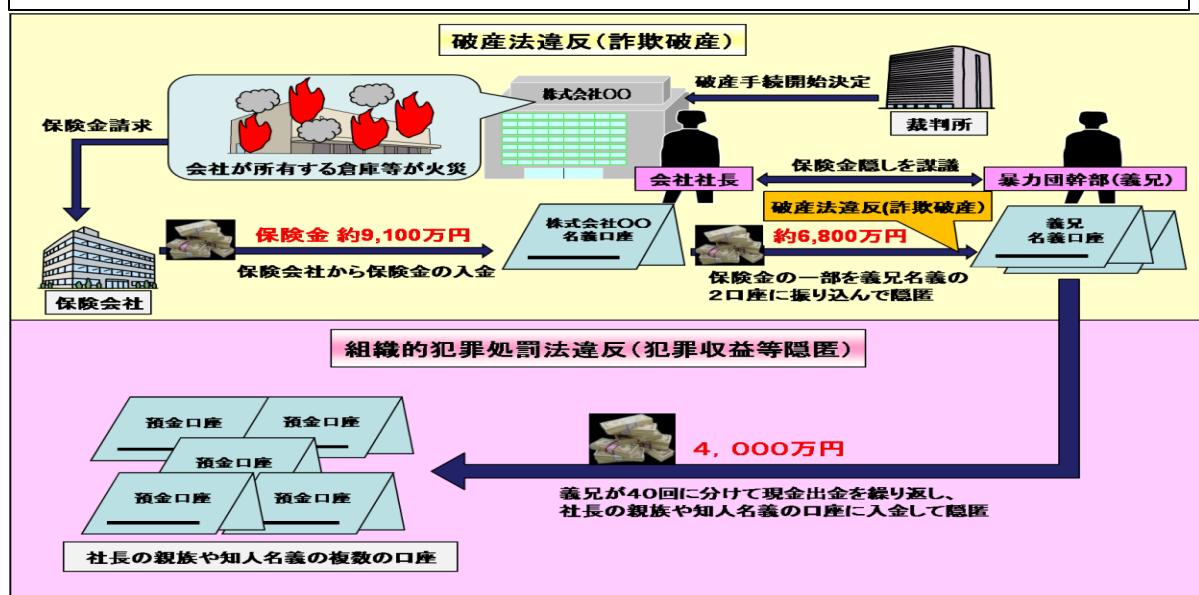
無登録で貸金業を営んでいた男らは、違法な高金利で金銭の貸付けを行っていたが、借受人からの返済金である合計約1億2,000万円を複数の他人名義の口座に入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（3月 北海道）

【事例3】（破産会社に対して支払われた火災保険金に係る犯罪収益等隠匿）

裁判所により破産手続開始決定された会社の社長である男は、義兄である六代目山口組傘下組織幹部の男と共に謀して、破産手続開始前に支払われた同社の倉庫火災に対する保険金の一部を、義兄名義の口座に送金して隠した後、これらの保険金の一部である合計4,000万円を40回に分けて現金出金して、同社長の親族や知人名義の複数の口座に入金していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（7月 千葉）



【事例4】（空き巣事件に係る犯罪収益等隠匿）

無職の男は、空き巣で手に入れた高級腕時計を売却する際、偽造された運転免許証を質店の店員に示すなどして他人になりすまし、換金した現金8万円を手に入れていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。 （9月 岐阜）

【事例 5】（風俗店の無許可営業事件に係る犯罪収益等隠匿）

無許可で風俗店（ラウンジ）を経営していた女は、他人に同店のクレジット加盟店契約を結んでもらうことで借名口座を準備し、同口座を客のクレジットカードやツケによる支払いを受ける際の振込先口座として指定して、複数の客から、代金合計約1,400万円を入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（10月 大阪）

(2) 犯罪収益等の収受方法の例

平成23年は、売春を行っていた店舗であると知りながら、その収益の一部を賃料として受け取っていた事件（事例6）、振り込め詐欺で使用する口座の預金通帳等を買い受けていた事件（事例7）等がみられ、犯罪者が入手した犯罪収益等が、様々な形で別の者の手に渡っている状況がうかがえる。

【事例 6】（ソープランドにおける売春防止法違反事件に係る犯罪収益等収受）

ソープランド等の店舗が入居する建物を所有する会社社長の女は、ソープランド店で行われた売春により得られた収益が含まれていることを知りながら、同店から毎月の賃料として合計約3,800万円を収受していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した。

（7月 兵庫）

【事例 7】（口座詐欺事件に係る犯罪収益等収受）

建設業の男らは、いわゆる「道具屋」として振り込め詐欺で使用する口座入手するため、知人に預金通帳等を買い受ける話を持ち掛け、この話を請け負った知人が口座開設して銀行から騙し取った通帳やキャッシュカードを6万円で買い受けて収受していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した。

（9月 静岡）

3 暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダーリング事犯

平成23年中に組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダーリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員及び準構成員（注）（以下「暴力団構成員等」という。）が関与したものは、犯罪収益等隠匿罪で43件（前年比－3件）及び犯罪収益等収受罪で38件（前年比－6件）の合計81件（前年比－9件）で全体の33.3%を占めている。

罪種別に暴力団構成員等が関与した割合を見てみると、犯罪収益等隠匿罪は28.7%であるのに対し、犯罪収益等収受罪は41.3%となっており、収受罪における暴力団構成員等が関与する割合が高くなっている。

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダーリング事犯を事件態様別に見ると、振り込め詐欺等の詐欺が17件、ヤミ金融事犯が16件、盗品等有償譲受けが11件、売春事犯が

10件、窃盗が8件等となっており、暴力団構成員等が多様な犯罪に関与し、マネー・ローンダリング事犯を敢行している実態がうかがえる。

(注) 暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

(1) 暴力団構成員等による詐欺に係るマネー・ローンダリング事犯の例

平成23年中の振り込め詐欺等の詐欺に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与していたものは、34.7%であった。

詐欺を敢行する暴力団構成員等は、偽造遺言書を使用するなどして騙し取った遺産を他人名義口座等に入金する（事例8）など、巧妙に犯罪収益等を隠匿している。

【事例8】（偽造遺言書を使用した遺産相続名下詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿）

六代目山口組関係者の男らは、病死した女性の遺産を騙し取ろうと企て、偽造の遺言書を使用するなどして、相続財産管理人から同女の遺産である現金等を騙し取り、その財産の一部である合計約1億5,300万円を男らが管理する他人名義の口座や宗教法人名義の口座に入金していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。 （9月 警視庁）

(2) 暴力団構成員等によるヤミ金融事犯に係るマネー・ローンダリング事犯の例

平成23年中のヤミ金融事犯に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与していたものは、41.0%であった。

ヤミ金融を営む暴力団関係者らは、借受人から返済金を受領するに当たり他人名義口座に入金させる（事例9）など、巧妙に犯罪収益等を隠匿している。

【事例9】（ヤミ金融事件に係る犯罪収益等隠匿）

無登録で貸金業を営んでいた九州誠道会関係者の男らは、顧客から返済金を回収する際、男らが管理する他人名義の口座に合計約4,600万円を入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。 （1月 福岡）

(3) 暴力団構成員等が関与した犯罪収益等の収受方法の例

平成23年中の暴力団構成員等による犯罪収益等収受罪については、盗品等有償譲受けが11件、わいせつ物頒布等が10件、詐欺が5件、窃盗及び賭博場開張等図利・常習賭博がそれぞれ3件等となっている。

犯罪収益等の収受の形態としては、配下の組員がノミ行為（注）で得た収益を用いて、自己の放置駐車違反に係る放置違反金を納付させる（事例10）ほか、売春等で違法な収益を得ている相手から、みかじめ料等の様々な名目で金銭を徴収するなどして、犯罪収益等を収受している。

(注) いわゆる公営競技関係4法（競馬法、自転車競技法、小型自動車競争法及びモーターボート競争法）の各違反

【事例10】（ノミ行為事件に係る犯罪収益等収受）

六代目山口組傘下組織組長の男は、自己の放置駐車違反に係る放置違反金を納付するに当たり、配下の組員らに納付書を預け、組員らが競輪等のノミ行為により得た収益から3万3,000円を支払わせていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した。

（5月 大阪）

4 来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯

平成23年中に組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、来日外国人によるものは14件（前年比+3件）で、全体の5.8%を占めている。

その内訳は、犯罪収益等隠匿罪で6件（前年比-1件）、犯罪収益等収受罪で8件（前年比+4件）であった。来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯を事件態様別に見ると、偽品等有償譲受けが7件、詐欺及び商標法違反がそれぞれ2件、売春事犯、薬事法違反及び偽装結婚事犯がそれぞれ1件となっている。

2月に、神奈川県警察が検挙した事件は、日本在住の中国人がインターネットオークションを利用して偽ブランド品を販売し、購入客からの代金を架空名義口座に入金させていた事件（事例11）であるが、この犯人は、犯行前に国内の銀行において、変造した身分証明書を利用して架空名義の口座を開設するなど、巧妙にマネー・ローンダリングを行っていた。

【事例11】（中国人によるインターネットオークションを利用した偽ブランド品販売事件に係る犯罪収益等隠匿）

コンピュータプログラマーである中国人の男は、インターネットオークションを利用してサングラスや財布の偽ブランド品を販売した際、購入客から支払われた代金合計約160万円を、変造した身分証明書を用いて架空名義で開設していた口座に入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（2月 神奈川）

第2項 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況

平成23年中の麻薬特例法が定めるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は合計8件で、前年に比べ1件（11.1%）減少した（表6-3参照）。

インターネットを利用して覚醒剤を密売し、購入客からの代金を架空名義口座に入金させていた事件（事例12）のように、薬物事犯で得た資金について、巧妙にマネー・ローンダリングを行っている実態がうかがわれる。

（注）薬物犯罪収益等とは、薬物犯罪収益、薬物犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

表6-3 【麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分	年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
薬物犯罪収益等隠匿(6条)		0 (0)	8 (2)	5 (3)	3 (2)	5 (3)	5 (4)	10 (4)	5 (1)	8 (4)	8 (3)
薬物犯罪収益等收受(7条)		0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	5 (2)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	1 (1)	0 (0)
合計		0 (0)	10 (4)	5 (3)	5 (4)	10 (5)	7 (5)	12 (5)	10 (4)	9 (5)	8 (3)

注：括弧内は暴力団構成員等によるものを示す。

【事例12】（インターネットを利用した覚醒剤密売事件に係る薬物犯罪収益の隠匿）

インターネット・ホットラインセンター（注）からの情報提供を端緒に、インターネット掲示板を利用し、覚醒剤を密売していた男らを、覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持等）で検挙した。さらに、その後の捜査によって、同人らは自ら管理する他人名義のインターネット銀行口座を密売専用口座に指定し、密売客から同口座に合計約100万円を入金させていたことから、麻薬特例法違反（薬物犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（5月 大阪）

（注）警察庁では、一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、違法情報の警察への通報や国内のウェブサーバに蔵置された違法情報・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を平成18年6月から開始している。

第3節 起訴前の犯罪収益等の没収保全

犯罪による収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これを剥奪することが重要である。犯罪による収益の没収・追徴は、裁判所の判決により言い渡されるが、没収・追徴の判決が言い渡される前に、犯罪による収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、警察は、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収の実効性を確保している。

第1項 組織的犯罪処罰法に係る起訴前の犯罪収益等の没収保全状況

平成23年中の組織的犯罪処罰法に係る起訴前の没収保全命令の発出件数（司法警察員請求分）は101件で、前年に比べ31件（44.3%）増加し、12年の同法施行以降、最多の件数となった。

これを事件態様別に見ると、売春事犯が19件、風営適正化法違反が15件、賭博場開張等図利・常習賭博等が14件、ヤミ金融事犯が12件、わいせつ物頒布等が9件等であった（表6-4参照）。

表6-4 【組織的犯罪処罰法に係る起訴前の犯罪収益等の没収保全命令の件数及び金額】

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
5 (4)	7 (3)	7 (5)	8 (0)	9 (3)	21 (7)	44 (21)	54 (23)	70 (36)	101 (30)

注1：司法警察員が請求したものに限る。

2：括弧内は暴力団構成員等によるものを示す。

年	金銭債権等総額	その他
平成14年	4,304,999 円	
平成15年	12,809,068 円	土地 6,600 m ²
平成16年	12,079,511 円	
平成17年	564,953,561 円	
平成18年	52,680,512 円	
平成19年	268,801,546 円	
平成20年	314,239,728 円	
平成21年	270,188,760 円	外貨750USドル
平成22年	160,597,150 円	土地 605.95 m ² 建物 1棟 普通乗用車2台 ネックレス1本
平成23年	134,764,985 円	

19年以降、命令件数は年を追うごとに大幅に増加しているが、この一因として、18年12月の改正組織的犯罪処罰法の施行により、これまで没収・追徴ができなかった詐欺、ヤミ金融事犯、窃盗、盗品等有償譲受け等の罪に係る犯罪被害財産についても没収・追徴が可能となり、同法第13条第3項（犯罪被害財産の没収）の規定が適用されてきたことがある。また、本章第2節第1項1で述べたとおり、23年7月、無許可の風俗営業や無免許の銀行営業等の罪が新たに前提犯罪とされ、没収対象財産の範囲が拡大したことから、今後、同法に規定する起訴前の没収保全手続を適用する機会がますます増えるものと考えられる。起訴前の没収保全手続は、犯罪者から犯罪収益等を剥奪するために司法警察員に与えられている重要な手法であり、今後も同手続を効果的に活用して、検察庁との連携を図りながら犯罪組織による犯罪収益等の利用を阻止していくことが求められている。「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給等に関する法律」に基づいて行われる検察官による犯罪被害財産の被害者への回復に貢献していくためにも、引き続き犯罪被害財産に対する起訴前没収保全命令の請求を積極的に行い、没収の裁判の執行を確実なものにすることが求められている。

23年中に発出された起訴前の没収保全命令としては、高齢者に虚偽の投資話を持ち掛け財産を騙し取り、その一部を利用して契約した終身保険の解約返戻金支払請求権等の金銭債権に対する起訴前の没収保全命令（事例13）、ヤミ金融による収益を元手にギャンブル（競輪）を行い、これにより獲得した払戻金を含む預金債権に対する起訴前の没収保全命令（事例14）、無許可でスナックを営業して得た売上金に対する起訴前の没収保全命令（事例15）、地下銀行を運営するための資金である預金債権等に対する起訴前の没収保全命令（事例16）等がある。

【事例13】(高齢者を対象とした投資名下詐欺事件に係る犯罪収益等に対する起訴前の没収保全命令)

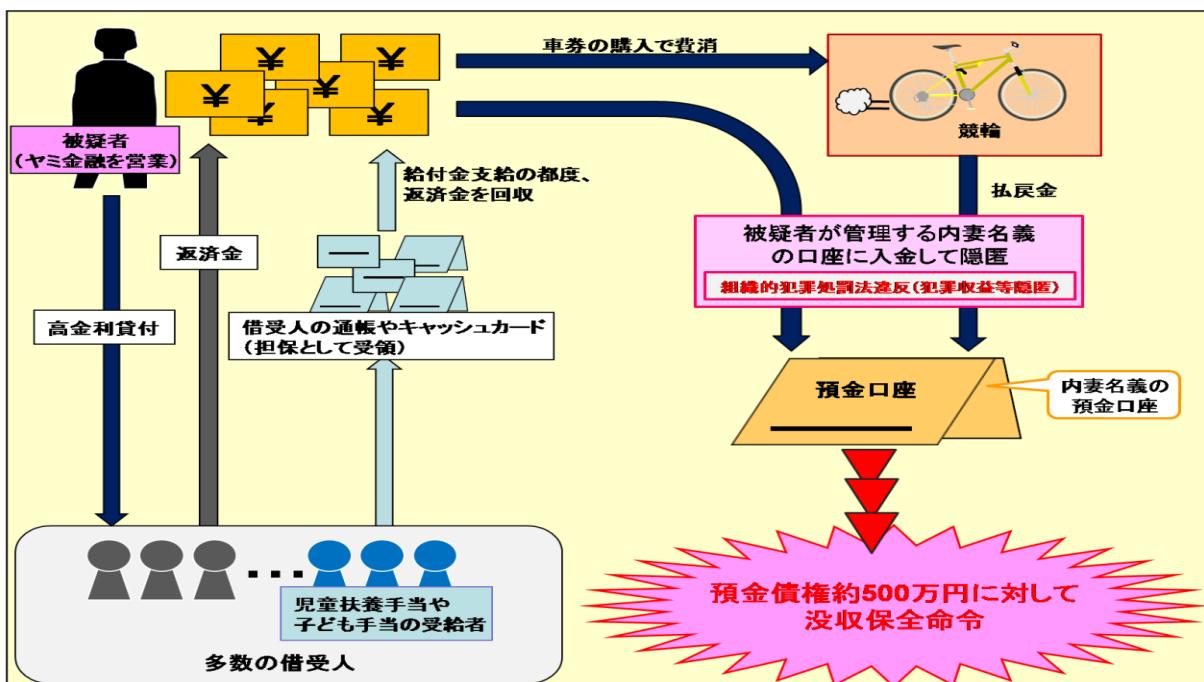
金融派生商品の販売等を行う会社を経営する男らは、多数の高齢者に対して虚偽の投資話を持ち掛けで多額の現金や小切手を騙し取っていたが、これらの財産の一部を利用して終身保険に加入したり、関係会社名義口座に預金したりしていたことから、終身保険契約の解約返戻金支払請求権や預金債権である金銭債権合計約1,700万円に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた。

(6月 大阪)

【事例14】(ヤミ金融事件に係る犯罪収益等に対する起訴前の没収保全命令)

無登録で貸金業を営んでいた男は、児童扶養手当や子ども手当等の受給者を対象として高金利で金銭を貸し付ける際、融資の担保として預金通帳やキャッシュカードを預かり、上記手当の支給があるとそのほぼ全額を引き出すなどして返済金を回収し収益を得ていたが、これを内妻名義の口座に入金しながらその一部を競輪につぎ込み、払戻金を同口座に入金するなどしていたことから、払戻金を含む預金債権約500万円に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた。

(7月 北海道)



【事例15】(風営適正化法違反事件に係る犯罪収益等に対する起訴前の没収保全命令)

無許可で風俗店（スナック）を営んでいたタイ人の女らは、その売上金を含む現金を所持していたことから、その現金のうち売上金分の約100万円に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた。

(10月 長野)

【事例16】(銀行法違反（地下銀行）事件に係る犯罪収益等に対する起訴前の没収保全命令)

無免許で銀行業（いわゆる地下銀行）を営んでいたスナックホステスのフィリピン人の女は、地下銀行を運営するためのプール金を本人名義の口座に保管していたほか、フィリピンに国際スピード郵便で送金しようと現金をティッシュペーパーの箱に隠して荷造りをするなどしていたことから、これら資金の合計約40万円に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた。

(11月 島根)

第2項 麻薬特例法に係る起訴前の犯罪収益等の没収保全状況

平成23年中の麻薬特例法に係る起訴前の没収保全命令の発出件数（司法警察員請求分）は14件で、前年に比べ1件（7.7%）増加した。（表6-5参照）。

発出された起訴前の没収保全命令としては、宅配便で覚醒剤を仕入れ、手渡しで密売することにより得た収益（預金債権）に対する起訴前の没収保全命令（事例17）等がある。

表6-5 【麻薬特例法に係る起訴前の薬物犯罪収益等の没収保全命令の件数及び金額】

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
7 (3)	8 (2)	5 (2)	8 (5)	3 (2)	4 (3)	7 (5)	8 (5)	13 (7)	14 (4)

注1：司法警察員が請求したものに限る。

2：括弧内は暴力団構成員等によるものを示す。

年次	金銭債権等総額	その他
平成14年	305,619,061 円	
平成15年	47,839,109 円	
平成16年	67,440,983 円	
平成17年	92,619,024 円	
平成18年	10,432,915 円	
平成19年	45,032,829 円	
平成20年	23,344,267 円	
平成21年	29,215,674 円	
平成22年	33,591,421 円	トラベラーズチェック 11,500USドル ネックレス1本 腕時計2個 普通乗用車 1台
平成23年	11,678,611 円	外貨 5,000USドル 普通乗用車3台 鍵1個

【事例17】（船員を顧客とした覚醒剤密売事件に係る薬物犯罪収益等に対する起訴前の没収保全命令）

宅配便で覚醒剤を仕入れ、小分けにして客である船員らに手渡す方法により、業として覚醒剤を密売していた男らを覚せい剤取締法違反（営利目的所持等）で検挙した。さらに、その後の捜査によって同人らを麻薬特例法違反（業としての覚醒剤譲渡）で追送致するとともに、同人らが覚醒剤等の密売で得た薬物犯罪収益と特定した預金債権約200万円に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた。
（8月 千葉）

第4節 没収・追徴規定の適用

第1項 組織的犯罪処罰法に係る没収・追徴規定の適用状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続（通常第一審）における組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の適用状況は表6-6のとおりである。

表6-6 【組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の通常第一審における適用状況】

年次	没 収		追 徹		総 数	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
18年	27	150,406	75	1,869,842	102	2,020,248
19年	29	104,020	67	603,680	96	707,700
20年	40	335,721	79	560,791	119	896,512
21年	98	105,774	129	3,414,672	227	3,520,446
22年	54	81,136	101	1,445,143	155	1,526,280

注1：「犯罪白書」による。

2：金額の単位は、千円（千円未満切り捨て）である。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

第2項 麻薬特例法に係る没収・追徴規定の適用状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続（通常第一審）における麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は表6-7のとおりである。

表6-7 【麻薬特例法の没収・追徴規定の通常第一審における適用状況】

年次	没 収		追 徹		総 数	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
18年	62	79,264	373	1,740,761	435	1,820,025
19年	53	153,830	285	1,128,689	338	1,282,519
20年	61	93,695	362	1,391,545	423	1,485,240
21年	68	34,087	350	1,428,732	418	1,462,820
22年	46	27,660	328	1,260,916	374	1,288,576

注1：「犯罪白書」による。

2：金額の単位は、千円（千円未満切り捨て）である。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。